

全 員 協 議 会 資 料
令 和 5 年 (2023) 7 月 4 日
綜 合 政 策 部 政 策 企 画 課

令 和 6 年 度
要 望 書
(案)



令 和 5 年 (2023) 8 月 7 日

出 雲 市

島根県知事

丸 山 達 也 様

出雲市長 飯 塚 俊 之

出雲市重点施策について (要望)

平素から、出雲市政の運営につきまして、格別のご理解とご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

本市では、『出雲力』で夢☆未来へつなげ誰もが笑顔になれるまち」をまちづくりの将来像に掲げ、昨年度策定した総合振興計画「出雲新話 2030」を着実に実施し、持続可能なまちづくりと 2030 年のめざすべき将来の姿を実現するため、各種施策に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症は 5 類に移行し、市民の不安感は一旦落ち着いたものの、アフターコロナへの対応や急激な物価高騰への対策など、市民生活や地域経済が置かれた状況は、いまだに厳しく、安心感のある日常生活への回復には程遠いため、その対策は長期化すると見込んでいます。

このような中、県には、昨年度の本市要望に対応していただき、各分野においてご支援、ご指導いただいたことに誠に感謝しております。

今年度においては、下記 6 つの最重要項目をはじめ、50 項目の出雲市重点施策をとりまとめました。

- 1 物価高騰下の地域経済対策と観光関連産業の人材確保
- 2 IT 産業振興の強化
- 3 島根原子力発電所に関する防災対策
- 4 河川の改修推進
- 5 トキの野生復帰に向けた支援
- 6 人口減少・少子化対策のための「しまね子育てトータル支援プラン」の推進 (拡充)

本市の施策展開のためには、何よりも県のご支援とご協力が不可欠でありますので、令和 6 年度の県の予算編成にあたり、本市の重点施策の実現につきまして、次のとおり要望いたします。

県とともに「島根創生」を推進するための要望でもありますので、引き続きご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

目 次

【最重点要望項目】

1	物価高騰下における地域経済対策と観光関連産業の人材確保について	11
2	I T 産業振興の強化について	12
3	島根原子力発電所に関する防災対策について	13
4	河川の改修推進について	15
5	トキの野生復帰に向けた支援について	16
6	人口減少・少子化対策のための「しまね子育てトータル支援プラン」の推進（拡充）について	18

I とともに創る

〔海・山・大地の恵みを生かす〕

〔“出雲”の「ブランド力」で価値を高める〕

〔地場産業が地域を支える〕

〔多種多様な企業立地を〕

〔「人財力」で地域産業を“前へ”〕

1	農業農村整備事業の推進について	23
2	国営緊急農地再編整備事業宍道湖西岸地区の推進について	25
3	首都圏への物流に係る地域間格差の解消について【新規】	26
4	物価高騰下における地域経済対策と観光関連産業 の人材確保について	27
		《最重点要望 1》
5	企業誘致と地元就職への支援について	28
6	I T 産業振興の強化について【新規】	29
		《最重点要望 2》

Ⅱ ともに守る

〔誰もが「安全・安心」に暮らせるまちに〕

〔未来に向けた脱炭素社会へのチャレンジ〕

1	島根原子力発電所に関する防災対策について	《最重点要望 3》	33
2	新型コロナウイルス感染症対策について		35
3	河川の改修推進と適切な維持管理について	《最重点要望 4》	36
4	斐伊川放水路への分水に伴う新内藤川水系の整備促進 及び斐伊川神戸川治水事業の促進について	《最重点要望 4》	38
5	斐伊川本川の堤防改修及び宍道湖西岸堤防の整備について		39
6	神戸川中流部の県管理区間の国直轄管理への変更について		40
7	砂防、地すべり、農地地すべり、急傾斜地崩壊対策事業の推進等について		41
8	海岸線（海浜）の保全・復元及び海岸の適切な維持管理について		42
9	陸上自衛隊出雲駐屯地の拡充整備について		43
10	信号機の新規設置数の確保及び交通規制標示の迅速な補修について		45
11	路線バス、タクシー事業者に対する支援について	《最重点要望 1》	46
12	鳥インフルエンザ等の発生に備える体制の強化について		47
13	クリーンパークいずもの管理型第4期処分場の早期整備について		48
14	脱炭素社会の実現に向けた取組の推進について		49
15	海岸漂着ごみ及び宍道湖の水草対策について		50
16	トキの野生復帰に向けた支援について	《最重点要望 5》	52

Ⅲ ともに結ぶ

〔期待（来たい）が膨らむ観光のまち出雲〕

〔ヒト、モノ、コトを短時間でつなぐ〕

1	島根観光の魅力強化について	《最重点要望 1》	57
2	出雲大社門前町の整備について		59
3	高規格道路「境港出雲道路」の早期整備について		61
4	出雲縁結び空港の利便性の向上と機能の拡充について		62
5	出雲河下港の整備推進及び利活用促進について		64

IV ともに支える

〔「産みたい」「育てたい」を応援〕

〔誰もが大切にされる社会をめざして〕

〔ぬくもりのある福祉サービスを〕

〔地域とともに持続可能な中山間地域を〕

〔出雲のインフラを整え「安心」を支える〕

1	人口減少・少子化対策のための「しまね子育て トータル支援プラン」の推進（拡充）について	《最重点要望6》	67
2	ひきこもり等複合的な課題がある世帯の支援について		69
3	島根の将来を見据えた定住・永住につながる多文化共生社会の実現について		70
4	福祉・介護職場の人材確保について		72
5	地域包括ケアを支える機能強化への支援について		73
6	在宅における医療的ケア児の支援について		74
7	地域生活支援事業補助金について		75
8	シカの被害対策の拡充について		76
9	出雲市駅付近連続立体交差事業の第二期区間の事業について		77
10	グリーンステップC谷の利活用について		78
11	国道9号出雲バイパスの全線4車線整備について		79
12	山陰自動車道関連周辺道路等の整備推進について		80
13	本市の魅力を発揮する地域の一体化を促進するための広域幹線道路及び 地域内幹線道路の整備について		81

V ともに育む

〔家庭・地域・学校で育む出雲の教育を〕

1	教職員の退職年齢引き上げに伴う役職定年者（管理職経験者）の活用について【新規】	87
2	必要な教員の確保について	88
3	I C T機器を活用した教育推進に対する支援について	89
4	出雲科学館への理科教員の配置について	90
5	不登校児童生徒支援のための施策の充実について	91
6	特別支援教育の施策の充実について	92
7	日本語指導が必要な児童生徒に対する支援の充実について	93

VI ともに楽しむ

〔スポーツで元気な出雲を〕

1	浜山公園施設の整備・拡充について	97
2	宍道湖公園湖遊館（スケートリンク）の施設改修工事に係る財政支援について	98
3	2030年島根国民スポーツ大会開催に向けた取組について	99
	【本市が期成同盟会などの構成員として要望している事項】	103

最重点要望項目

1 物価高騰下における地域経済対策と観光関連産業の人材確保について

昨年2月のロシアのウクライナ侵攻に端を発した原油や金属、穀物等の国際価格の高騰は、市民生活・事業活動にかかるあらゆる面で大きな影響を与え、物価高騰は先行きが見えない状況にあります。

一方、新型コロナウイルス感染症については、「5類」に移行し、これまで大きな打撃を受けてきた観光関連やイベント・レジャーなどの業界にも、回復の兆しが見えつつあります。

しかしながら、あらゆる業界において人材不足が深刻化し、経済活動の再始動の妨げになっています。特に、観光関連産業は、今後の経済回復の起爆剤として、また2025年大阪・関西万博を機に多くの国内外の観光客を受け入れる成長産業として期待される中、この好機を逸しかねない深刻な状況と言えます。

つきましては、県と市の施策が相乗的に効果を発揮し、物価高騰と人材不足の影響を大きく受けている地域経済の回復に向けた迅速・効果的な対策を推進するため、下記のとおり要望いたします。

記

- (1) 原油価格や電気・ガス料金のほか、さまざまな原材料費等の高騰に伴うコスト増により、大きな打撃を受けている中小・小規模事業者に対し、引き続き事業継続、人材確保、生産性向上に向けた適切な支援を行うこと。
- (2) 燃油、飼料、肥料などの高騰によって多大な影響を受けている農林漁業者に対し、引き続き支援策を講じるとともに、状況に応じて国に対し、迅速な対応を要請すること。
- (3) 県内の魅力ある資源を活かした誘客を促進するとともに、宿泊・飲食・交通など観光関連産業における人材不足に対し、雇用政策の強化を図り、市と連携して解消に努めること。また、二次交通の脆弱な本市において、バスやタクシーのドライバー不足は、観光のみならず、中山間地域等の生活の維持にも関わる深刻な課題であり、早期に対策を講じること。

関連：27ページ「物価高騰下における地域経済対策と観光関連産業の人材確保について」

46ページ「路線バス、タクシー事業者に対する支援について」

57ページ「島根観光の魅力強化について」

2 IT産業振興の強化について【新規】

近年のコロナ禍において、オンライン会議やリモートワークなどの普及によるIT関連の需要が高まり、全国的にIT人材の不足が顕著になっています。経済産業省の「IT人材需給に関する調査」によると、2030年には全国で最大約79万人のIT人材が不足すると予測されています。

このような中、県におかれては、若者に魅力のある産業として先進的にIT産業の振興に注力され、都市部からの企業誘致や人材育成に積極的に取り組まれているところです。本市においても、「Tech Hub Izumo」構想を掲げ、ITなどのテクノロジーを持つ人材や企業が行き来する結束点（ハブ）となり、人、企業、ビジネスの好循環を生み出す他地域にないDX先進エリアの創造をめざし取り組んでいます。

また、IT企業の立地は、中山間地域など人口減少地域の活性化に効果的であり、そのために通信インフラ等の環境整備を進めることが必要と考えています。

今後、IT人材、IT企業の需要はますます高まることが見込まれ、IT産業の振興に向けて下記について要望します。

記

- (1) IT人材、IT企業の誘致促進に向けて、県・市の連携を更に強化すること。
- (2) 高い成長性を持ち、新たな魅力ある雇用を生み得るスタートアップ企業の進出支援の充実を図ること。
- (3) IT企業の立地による中山間地域の活性化を図るため、必要なインフラ整備として5G（第5世代移動通信システム）などの高速通信網の整備・充実を図ること。
- (4) 急速に進むDXに対応するため、高等教育機関における高度IT人材を育成する環境整備を図るとともに、引き続きIT人材の育成・確保支援事業を拡充すること。

3 島根原子力発電所に関する防災対策について

国は、エネルギー基本計画において、原子力規制委員会が規制基準に適合すると認めた原子力発電所については、再稼働を進め、その際、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組む旨を明記しています。

一方、原発の再稼働などに関する周辺自治体の関与については、立地自治体と同様な原子力災害のリスクを負っているにも関わらず、発言権や調査権等の権限は、法制上、依然として認められていない状況にあります。

周辺自治体の原子力災害のリスクに応じた発言権の付与等を含む法整備については、国は法令等により一方的・一律に決めるのではなく、各地域の実状を踏まえて対応するとの姿勢であり、その動きが見えません。

本市においては、中国電力株式会社へ直接、意見を述べるができるようになりましたが、立地自治体と同様な安全協定は締結できていません。

また、原子力災害時の避難対策については、令和3年9月に、内閣総理大臣を議長とする原子力防災会議において、「島根地域の緊急時対応」が了承されましたが、避難対策の取組に終わりではなく、更なる実効性向上を図るとともに、住民理解を深めていく必要があります。

つきましては、島根原発に係る出雲市民の安全・安心を確保するため、下記のとおり要望いたします。

記

- (1) 原発の稼働・再稼働については、原発事故のリスクに鑑みて、立地自治体の意見が最大限尊重されることは勿論、UPZを含む周辺自治体の意見を十分に反映できる新たな法制度を構築するよう、国に対して働きかけること。なお、新たな法制度が創設されるまでの暫定的措置として、事業者と周辺自治体間で立地自治体と同様な安全協定が早期に締結できるよう仲介すること。

(2) 広域避難計画については、避難道路の対策（道路整備、渋滞対策等）、避難手段の確実な確保（避難車両の確保、避難ルート多重化）、複合災害時の対策、受入先自治体の理解促進、避難行動要支援者の避難支援の充実、住民理解の促進など、更なる実効性の向上を図る取組を積極的に講じるとともに、国への働きかけなどを含め、原子力防災計画の実効性の確認と向上に努めること。

特に、主要な接続道路となる主要地方道斐川一畑大社線の整備及び国道431号の大型車の離合に注意を要する箇所を解消を促進すること。

(3) 原子力防災対策に係る支援制度を拡充し、UPZの区域を含む自治体における住民避難や行政の業務継続に係る施設整備に対し、財政的な支援を講じるよう国に働きかけること。

4 河川の改修推進について

湯谷川をはじめとする河川改修事業につきましては、計画的かつ積極的に事業を推進していただき感謝申し上げます。

引き続き平田船川、湯谷川、十間川、高瀬川の河川事業の予算を確保していただき、一日も早い完成をお願いいたします。

一方、斐伊川放水路への分水協議に際し、新内藤川水系である新内藤川、赤川、午頭川、塩冶赤川の4河川の具体的な改修計画を策定のうえ、国土強靱化5か年対策の予算を確保いただき、本改修に取り組んでいただいておりますことに重ねて感謝申し上げます。

引き続き、平成20年に策定された「新内藤川流域河川整備計画」を推進していただき、全川の本改修が一日も早い完成をお願いいたします。

併せて、河川の改修推進に欠かすことのできない国土強靱化加速化対策予算について、5か年終了後も同様な事業の継続及び十分な予算・財源の確保がなされるよう、国に対し働きかけをお願いいたします。

また、本市が斐伊川放水路への分水の了承にあたり回答しましたとおり、大橋川改修と中海・宍道湖の湖岸堤整備の早期完成につきましても引き続き特段のご配慮をお願いいたします。

記

- (1) 県管理河川の平田船川、湯谷川、十間川、高瀬川の改修事業を推進すること。
- (2) 新内藤川水系の新内藤川、赤川、午頭川、塩冶赤川の本改修事業を推進すること。
- (3) 斐伊川・神戸川治水計画3点セットの早期完成に向け、国に要望すること。

関連：36ページ「河川の改修推進と適切な維持管理について」

38ページ「斐伊川放水路への分水に伴う新内藤川水系の整備促進及び斐伊川神戸川治水事業の促進について」

5 トキの野生復帰に向けた支援について

平成23年からスタートした本市のトキ保護増殖事業は、これまで繁殖した55羽を佐渡島に移送、うち52羽（※R5.6月現在）が放鳥されるなど、国のトキ保護増殖事業に貢献しています。また、令和元年度から開始したトキ一般公開事業は、4年間で約8万人の方に来場していただき、隣接する島根県花ふれあい公園「しまね花の郷」の集客を含め、県・市の連携で観光面でも効果を上げていると考えています。

さて、国は、トキ野生復帰ロードマップ2025の中長期的な目標として2030から2035年ごろまでに本州の野生下でもトキが定着し、繁殖できるようになることを掲げ、昨年8月には、本市が放鳥候補地である「トキの野生復帰を目指す里地」に選定されました。

これを受けて、本市においては、今年度から総合政策部内にプロジェクト推進室を設置し、トキによるまちづくり事業について各部署横断的に取組を進めることとしています。

本市におけるトキの野生復帰の実現は、SDGsの視点から斐伊川水系をはじめとする島根県の豊かな自然環境を実証するものであり、島根創生計画に掲げる心豊かに暮らせる社会づくりに寄与し、島根県の魅力を全国に強く情報発信することができるものと考えています。

トキの野生復帰の実現に向けては、環境保全型農業や休耕地の活用等により更なる生息環境の整備を推進するとともに、普及啓発活動による県民の環境意識の向上に資する社会環境の整備にも取り組む必要があります。また、引き続き、幼鳥の安定供給に資するトキ分散飼育事業の確実な遂行が求められます。

特に、生息環境及び社会環境の整備については、トキの行動範囲や生息地を考慮すると、広域的な取組が必要であり本市だけでは対応が困難なため、県の積極的なご支援と近隣自治体の協力が欠かせないものであります。

つきましては、トキの野生復帰に向けた取組について、下記のとおり要望いたします。

記

(1) トキの野生復帰に向けた支援をすること。

- ① トキの野生復帰を目指す里地選定を機に、県においてもトキを活かした自然と共存する持続可能なまちづくりについて、積極的に県民の機運醸成を図ること。
- ② トキの放鳥に向けた生息環境整備、社会環境整備及びトキ分散飼育事業への財政支援を行うこと。
- ③ トキの放鳥に向けて、県、本市及び近隣自治体の連携体制の強化を図ること。

6 人口減少・少子化対策のための「しまね子育てトータル支援プラン」の推進（拡充）について

県は「島根創生計画」の中で、結婚・出産・子育てへの切れ目のない支援として、妊娠期や産前産後の支援充実、子育ての経済的負担軽減をはじめとする「しまね子育てトータル支援プラン」を展開されているところです。

本市においても、出会い・結婚、妊娠・出産、子育て・教育の各ライフステージに対する総合的支援として、子育て環境を整えることに重点的に取り組み、「子育てするなら出雲で」と思ってもらえる施策の充実により、少子化対策を推進しています。

また、将来にわたって安定した職業に就けるよう、様々な産業分野における多様な雇用の場を創出する取組や、移住・定住促進策を拡充し、若者やUIJターン者の定住促進を図るなど、総合的な人口減少対策を強力に推進しています。

市民の価値観やライフスタイルが多様化している状況ではありますが、結婚し、子どもを持ちたいと思う若者に対する子育て環境の充実、喫緊の課題である少子化対策として大変重要であると考えています。

一方、国では、「次元の異なる少子化対策」として「こども家庭庁」が中心となって政府一丸で対策を強化する方向で議論が進められています。

児童手当制度拡充などの経済的支援や保育サービスの充実、男性を含めた働き方改革など大いに期待するものでありますが、地方自治体への影響も大きく、また、対策に向けては財源確保が関連することから、情勢を見守る必要があると考えます。

子どもの医療費や保育料等の軽減など、子育て世帯の経済的負担の軽減についても、自治体間の差が生じないように、国において統一的な対応となるよう期待するところではありますが、待った無しの少子化対策において、地方からも取組の強化が必要であり、国の動きを待つことなく、県からの支援をお願いしたく、下記のとおり要望いたします。

記

- (1) 子ども医療費助成について、全国的に高校生年代までを助成対象に拡大する都道府県が増えるなか、本県においても、少子化対策の強化、子育て支援の観点から、高校生年代まで対象を拡充するなど取組を強化すること。

また、医療費助成制度が全国一律の制度となるよう引き続き国に働きかけを行うこと。

- (2) 幼児教育・保育の無償化については、令和元年10月以降、3歳から5歳の全ての子どもが対象となっている一方、0歳から2歳は、住民税非課税世帯など一部の子どもを対象とした無償化や利用料の軽減に留まっている。

少子化対策の観点から、出産意欲のある家庭の経済的負担を軽減するため、多子世帯への支援強化を図るとともに、十分な財源を確保すること。

- (3) 依然として増加が続く放課後児童クラブへの入会希望に応えるため、施設整備に対する支援強化をお願いしたい。特に支援員確保や多様なニーズに応えやすい社会福祉法人等の積極的な事業参入を促すことにより、入会未決定者の解決を図りたい。

については、近年の資材価格高騰や人件費上昇に伴う負担軽減のため、子ども・子育て支援施設整備交付金における補助基準額を、実態に応じた額に増額されるよう国への働きかけを行うこと。

また、国の補助基準額を超える事業費について、県の補助制度の更なる拡充を図ること。

ともに創る

1 農業農村整備事業の推進について

農業農村整備事業については、事業推進にご尽力いただいております、とりわけ、斐川地域の「湖岸北地区」、「新中央地区」について、排水機場の更新に加え、揚水機場等の改修の実施に向け迅速な対応をしていただいたことに感謝申し上げます。

農業の現状は、従事者の高齢化が進み、担い手の確保が急務であり、効率的な農業経営のために、農地の集積および集約を着実に進める必要があります。このため、生産基盤の整備が必要であり、引き続き事業の着実な推進を要望いたします。

一方、老朽化等の問題を抱える農業用施設の対策は、防災減災の観点からもますます重要な課題となっています。特にため池や揚排水機場などの農業用施設の改修等は、年次的な計画をたて、順次取り組む必要がありますが、本市は多くの施設を抱えている中で、地元から改修等を要望される施設は年々増加しており、防災上の観点からも事業の進捗を早める必要があります。

今後とも、所要額の予算確保を関係機関に働きかけていただくとともに、引き続き、継続地区及び新規要望地区の事業が円滑に進むよう、特段のご配慮を賜りますよう要望いたします。

記

(1) 継続事業の推進

① 県営事業

ア 農地中間管理機構関連農地整備事業

ながはまその
【長浜園地区（出雲）】

イ 水利施設等保全高度化事業

なか しましんでん
【中の島新田地区（平田）】

こがんきた
【湖岸北地区（斐川）】

しんちゅうおう
【新中央地区（斐川）】

どてまち
【土手町地区（斐川）】

ウ 農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）

なるたき
【鳴滝地区（斐川）】

- 【だいもんいけ大門池地区（平田）】
- エ 農村地域防災減災事業（地域防災機能増進事業）
 - 【ところぼら所原地区（出雲）】
 - 【たかつや高津屋地区（佐田）】

② 団体営事業

- ア 農業水路等長寿命化・防災減災事業
 - 【市内農業用ため池、用排水施設】
- イ 農地耕作条件改善事業
 - 【ひかわなしま斐川名島地区（斐川）】
- ウ 農地整備事業（基幹農道整備事業）
 - 【出雲農道施設地区】

(2) 新規地区の要望

① 県営事業

- ア 農地耕作条件改善事業
 - 【にしぞの西園地区（出雲）】
- イ 農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）
 - 【てらだ寺田地区（斐川）】
- ウ 農業水路等長寿命化・防災減災事業
 - 【じっけんがわ十間川地区（出雲）】

2 国営緊急農地再編整備事業宍道湖西岸地区の推進について

国営緊急農地再編整備事業宍道湖西岸地区では、平成30年度の事業着手からの事業費を年々拡充していただき、国は、大区画化ほ場を約75ヘクタール整備し、ろんでんがわ 論田川、ぬのざき 布崎の両排水機場建設などの排水改良も進めていただいております。

県は、これまでぬのざき 布崎、なだぶん 灘分両地区の換地計画の策定をはじめ、国の調査、設計、工事の支援に大きくご尽力をいただいております。また、宍道湖西岸国営事業営農促進部会では、営農支援を進めていただいておりますことに深く感謝申し上げます。

本市は、大区画ほ場整備、両排水機場の建設やろんでんがわ 論田川、あまかいがわ 天海川の拡幅などの排水改良、パイプラインによる用水供給などのも一日も早い完工を強く望むものであり、これらの生産性の高い農業基盤の上で、営農組合、農業法人など担い手が高収益作物への転換、拡大するよう、一層の対策と支援に力を尽くしてまいります。

つきましては、本事業の着実な実施にむけて、更なるご支援をいただきますよう、下記のとおり要望いたします。

記

- (1) 営農組合、農業法人などの担い手へ指導及び助言等を行うこと。
 - ① 高収益作物の品種選定、栽培技術等
 - ② 経営基盤の強化、後継者の育成、生産工程管理の向上等
 - ③ 担い手間の情報交換及び連携強化

- (2) 国営緊急農地再編整備事業の令和6年度の予算確保及び早期整備に向けて国へ働きかけること。

3 首都圏への物流に係る地域間格差の解消について【新規】

宅配便の翌日配達エリアの縮小に伴い、生鮮食品等を扱う事業者においては、配達日が翌々日になることで首都圏のスーパー等との取引が成り立たなくなるケースが出るなど大きな影響が生じています。

物流業界におけるドライバーの働き方改革等に伴い、日本全体の物流体制の持続的な維持が大きな課題となる中で、首都圏への翌日配達可能な物流体制の維持は、地域経済にとって重要な社会基盤となっています。

つきましては、この問題を、地方創生を妨げる地域間格差と捉え、その解消と地域経済の持続的発展のため、下記のとおり要望いたします。

記

- (1) **首都圏への翌日配達可能な物流体制が維持できるよう、国に対し働きかけるとともに、この問題で大きな影響を受けている事業者への支援策について検討・実施すること。**

4 物価高騰下における地域経済対策と観光関連産業の人材確保について

昨年2月のロシアのウクライナ侵攻に端を発した原油や金属、穀物等の国際価格の高騰は、市民生活・事業活動にかかるあらゆる面で大きな影響を与え、物価高騰は先行きが見えない状況にあります。

一方、新型コロナウイルス感染症については、「5類」に移行し、これまで大きな打撃を受けてきた観光関連やイベント・レジャーなどの業界にも、回復の兆しが見えつつあります。

しかしながら、あらゆる業界において人材不足が深刻化し、経済活動の再始動の妨げになっています。特に、観光関連産業は、今後の経済回復の起爆剤として、また2025年大阪・関西万博を機に多くの国内外の観光客を受け入れる成長産業として期待される中、この好機を逸しかねない深刻な状況と言えます。

つきましては、県と市の施策が相乗的に効果を発揮し、物価高騰と人材不足の影響を大きく受けている地域経済の回復に向けた迅速・効果的な対策を推進するため、下記のとおり要望いたします。

記

- (1) 原油価格や電気・ガス料金のほか、さまざまな原材料費等の高騰に伴うコスト増により、大きな打撃を受けている中小・小規模事業者に対し、引き続き事業継続、人材確保、生産性向上に向けた適切な支援を行うこと。
- (2) 燃油、飼料、肥料などの高騰によって多大な影響を受けている農林漁業者に対し、引き続き支援を実施するとともに、状況に応じて国に対し、迅速な対応を要請すること。
- (3) 宿泊・飲食・交通など観光関連産業における人材不足に対し、雇用政策の強化を図り、市と連携して解消に努めること。

5 企業誘致と地元就職への支援について

コロナ禍の影響により、BCP（業務継続計画）の観点やリモートワークの進展などから、地方へ拠点を移転する企業の動きや都市部人材の地方回帰の流れが広がりつつあります。この機会を捉えて、企業誘致活動の更なる強化が必要であると考えています。

また、脱炭素社会実現に向けて国をあげて取組が加速する中、事業活動においてもサプライチェーン全体でのカーボンニュートラル達成に向け、本格的に対応を求められることが予測されます。企業立地において、脱炭素社会実現に貢献する事業計画を支援する優遇制度があれば、一層効果的な企業誘致を展開できると考えています。

一方、本市では、地域産業を支える人材の確保のため、企業と県外学生の交流会開催など地元就職への取組を強化しており、地元就職に関する情報を効果的に発信し、学生が高校卒業後も地元とつながりを持ち続けることが重要と考え取り組んでいます。

以上の状況を踏まえ、企業誘致と地元就職を促進し、定住人口増加を図るため、下記について要望します。

記

- (1) 多種多様な業種の立地促進に向け、県・市の企業誘致活動における連携を更に強化すること。
- (2) 一層効果的な企業誘致の展開をめざし、企業立地優遇制度において再生可能エネルギー利用促進等の取組を支援するメニューの追加など制度を拡充すること。
- (3) 地元就職促進のため、「しまね登録」の学生登録情報の共有化をはじめ、情報発信や就活等イベントを共同して実施するなど、本市との連携を強化すること。

6 IT産業振興の強化について【新規】

近年のコロナ禍において、オンライン会議やリモートワークなどの普及によるIT関連の需要が高まり、全国的にIT人材の不足が顕著になっています。経済産業省の「IT人材需給に関する調査」によると、2030年には全国で最大約79万人のIT人材が不足すると予測されています。

このような中、県におかれては、若者に魅力のある産業として先進的にIT産業の振興に注力され、都市部からの企業誘致や人材育成に積極的に取り組まれているところです。本市においても、「Tech Hub Izumo」構想を掲げ、ITなどのテクノロジーを持つ人材や企業が行き来する結束点（ハブ）となり、人、企業、ビジネスの好循環を生み出す他地域にないDX先進エリアの創造をめざし取り組んでいます。

また、IT企業の立地は、中山間地域など人口減少地域の活性化に効果的であり、そのために通信インフラ等の環境整備を進めることが必要と考えています。

今後、IT人材、IT企業の需要はますます高まることが見込まれ、IT産業の振興に向けて下記について要望します。

記

- (1) IT人材、IT企業の誘致促進に向けて、県・市の連携を更に強化すること。
- (2) 高い成長性を持ち、新たな魅力ある雇用を生み得るスタートアップ企業の進出支援の充実を図ること。
- (3) IT企業の立地による中山間地域の活性化を図るため、必要なインフラ整備として5G（第5世代移動通信システム）などの高速通信網の整備・充実を図ること。
- (4) 急速に進むDXに対応するため、高等教育機関における高度IT人材を育成する環境整備を図るとともに、引き続きIT人材の育成・確保支援事業を拡充すること。

ともに守る

1 島根原子力発電所に関する防災対策について

国は、エネルギー基本計画において、原子力規制委員会が規制基準に適合すると認めた原子力発電所については、再稼働を進め、その際、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組む旨を明記しています。

一方、原発の再稼働などに関する周辺自治体の関与については、立地自治体と同様な原子力災害のリスクを負っているにも関わらず、発言権や調査権等の権限は、法制上、依然として認められていない状況にあります。

周辺自治体の原子力災害のリスクに応じた発言権の付与等を含む法整備については、国は法令等により一方的・一律に決めるのではなく、各地域の実状を踏まえて対応するとの姿勢であり、その動きが見えません。

本市においては、中国電力株式会社へ直接、意見を述べるができるようになりましたが、立地自治体と同様な安全協定は締結できていません。

また、原子力災害時の避難対策については、令和3年9月に、内閣総理大臣を議長とする原子力防災会議において、「島根地域の緊急時対応」が了承されましたが、避難対策の取組に終わりではなく、更なる実効性向上を図るとともに、住民理解を深めていく必要があります。

つきましては、島根原発に係る出雲市民の安全・安心を確保するため、下記のとおり要望いたします。

記

- (1) 原発の稼働・再稼働については、原発事故のリスクに鑑みて、立地自治体の意見が最大限尊重されることは勿論、UPZを含む周辺自治体の意見を十分に反映できる新たな法制度を構築するよう、国に対して働きかけること。なお、新たな法制度が創設されるまでの暫定的措置として、事業者と周辺自治体間で立地自治体と同様な安全協定が早期に締結できるよう仲介すること。

(2) 広域避難計画については、避難道路の対策（道路整備、渋滞対策等）、避難手段の確実な確保（避難車両の確保、避難ルート多重化）、複合災害時の対策、受入先自治体の理解促進、避難行動要支援者の避難支援の充実、住民理解の促進など、更なる実効性の向上を図る取組を積極的に講じるとともに、国への働きかけなどを含め、原子力防災計画の実効性の確認と向上に努めること。

特に、主要な接続道路となる主要地方道斐川一畑大社線の整備及び国道431号の大型車の離合に注意を要する箇所を解消を促進すること。

(3) 原子力防災対策に係る支援制度を拡充し、UPZの区域を含む自治体における住民避難や行政の業務継続に係る施設整備に対し、財政的な支援を講じるよう国に働きかけること。

2 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から感染症法上の5類感染症に位置付けされましたが、国は、感染拡大を防ぐため、ワクチン接種、医療費、病床確保等に係る公的支援について、一定の経過措置を設けています。

また、県におかれては、引き続き、医療ひっ迫時の入院調整、高齢者施設等へのクラスター対策や業務継続に関する専門の支援チーム派遣、発熱者等の健康相談等の支援を継続することとされました。

市として地域経済・地域社会の機能回復を進めるにあたり、ワクチン接種や医療提供体制の確保等において、感染の状況等に応じた臨機応変の対策は引き続き必要と考えています。つきましては、下記のとおり要望いたします。

記

- (1) **新たな変異株の発生など今後の感染状況の変化に応じ、機動的に対応できるよう、ワクチン接種、医療費、病床確保及び高齢者施設等の感染対策に係る国の支援について、各種経過措置終了時点における感染者数や保健・医療体制等の状況に応じて、令和6年度以降の支援継続も含め、柔軟かつ適切に判断するよう国に要望すること。**
- (2) **県においては、国と市との緊密な連携を図り、医療ひっ迫時の入院調整、高齢者施設等へのクラスター対策や業務継続に関する専門の支援チーム派遣、発熱者等の健康相談等の支援継続について、今後の感染者数や保健・医療体制等の状況に応じて、令和6年度以降の支援継続も含め、柔軟かつ適切に対応すること。**

3 河川の改修推進と適切な維持管理について

湯谷川をはじめとする河川改修事業につきましては、計画的かつ積極的に事業を推進していただき感謝申し上げます。

引き続き平田船川、湯谷川、十間川、高瀬川の河川事業の予算を確保していただき、一日も早い完成をお願いいたします。

保知石川、網場川については、令和3年7月豪雨により浸水被害が多数ありました。河川整備計画策定及び新規河川改修を要望いたします。

同じく7月豪雨により甚大な被害があった美談町・東林木町境付近においては、湯谷川のクランク横断の解消及び国道431号の安全対策を要望いたします。

雲洲平田船川につきましては、「雲洲平田船川環境整備計画」に基づき潤いのある水辺環境の保全を図ることを目的に地域の住民により、令和元年に「雲洲平田船川河川環境整備促進協議会」が設立されるなど地域住民の水辺環境に対する意識が高まっておりますので、河川浄化と環境整備の推進をお願いいたします。

また、十間川（神西湖）については、地元が島根大学と連携して環境保全対策を検討しています。

本市としましても、県や地元と連携・協力し、対策を進めたいと考えておりますので、一層の河川浄化と環境整備の対策の推進をお願いいたします。

さらに、堀川水系の河川護岸については、修繕の必要な箇所も残っております。引き続き計画的な修繕工事をお願いいたします。

一方、県管理河川の堤防除草や藻刈り等につきましては、経費の1/2を市が負担し、その業務についても県から委託を受け市が行っており、大きな負担になっています。

河川の環境保全や維持管理については、県が主体的に実施していただきますよう要望いたします。

記

- (1) 平田船川、湯谷川、十間川、高瀬川の改修事業を推進すること。
- (2) 保知石川、網場川の新規河川改修を推進すること。
- (3) 湯谷川（美談町～東林木町境付近）の治水対策を推進すること。
- (4) 雲洲平田船川の河川浄化と環境整備を推進すること。
- (5) 十間川水系の河川浄化と環境整備を推進すること。
- (6) 堀川水系各河川の計画的な護岸対策工事を推進すること。
- (7) 県管理河川について、県により主体的に維持管理を実施すること。

4 斐伊川放水路への分水に伴う新内藤川水系の整備推進及び斐伊川神戸川治水事業の促進について

斐伊川放水路への分水協議に際し、新内藤川水系である新内藤川、赤川、^{こずがわ}午頭川、塩冶赤川の4河川の具体的な改修計画を策定のうえ、国土強靱化5か年対策の予算を確保いただき、本改修に取り組んでいただいておりますことに感謝申し上げます。

令和3年度には、本市でも甚大な災害が発生していることから、沿川住民の安心・安全のため、平成20年に策定された「新内藤川流域河川整備計画」を推進していただき、全川の本改修が早期に完成するよう要望いたします。併せまして、本改修の早期完成に欠かすことができない国土強靱化5か年加速化対策予算について、5か年終了後も同様な事業の継続及び十分な予算・財源の確保がなされるよう、国に対し働きかけをお願いいたします。

また、本市が斐伊川放水路への分水の了承にあたり回答しましたとおり、大橋川改修と中海・宍道湖の湖岸堤整備の早期完成につきましても引き続き特段のご配慮をお願いいたします。

記

- (1) 新内藤川、赤川、^{こずがわ}午頭川、塩冶赤川の本改修事業を推進すること。
- (2) 斐伊川・神戸川治水計画3点セットの早期完成に向け、国に要望すること。

5 斐伊川本川の堤防改修及び宍道湖西岸堤防の整備について

斐伊川本川の堤防改修につきましては、国において、上出西地区^{かみしゅっさい}の堤防整備を実施していただいております。引き続き、整備促進について、国に対し特段の働きかけをいただきますよう要望いたします。

また、斐伊川右岸堤防と兼用する一般県道木次直江停車場線^{きすきなおえていしやじょうせん}について、国の堤防改修にあわせ、拡幅改良が行われており、今後とも着実に事業を進めていただきますようお願いいたします。

一方、宍道湖西岸堤防の地盤沈下対策につきましては、堤防嵩上げ工事が完了したことに感謝申しあげます。しかしながら、沈下の激しい箇所が残っていることから、引き続き動態観測を行っていただき、必要な対策が講じられるよう国に働きかけていただきますよう要望いたします。

そして、平成26年度から着手された五右衛門川河口部の「通称十四間川左岸堤防」^{じゅうしけんがわ}の沈下や漏水に対する堤防補強工事についても、引き続き推進していただきますようお願いいたします。

記

- (1) 斐伊川本川堤防と一般県道木次直江停車場線^{きすきなおえていしやじょうせん}の整備を促進すること。
- (2) 宍道湖西岸堤防の地盤沈下にかかる動態観測を引き続き実施し、必要な対策について、国に要望すること。
- (3) 五右衛門川河口部の「通称十四間川左岸堤防」^{じゅうしけんがわ}の堤防補強工事を推進すること。

6 神戸川中流部の県管理区間の国直轄管理への変更について

神戸川につきましては、斐伊川・神戸川治水事業により、下流部の放水路区間及び上流部の志津見ダムでは、150年確率降雨に対応する整備が完了いたしました。

一方、志津見ダムから馬木大井堰までの約35km区間については、県において管理され、うち馬木大井堰から5.5kmの区間のみが、50年確率降雨に対応する河川整備計画が策定されておりますが、その他の区間については、河川整備計画がありません。

また、神戸川は、平成18年8月に斐伊川水系に統合され、一級河川に指定されました。本来であれば、全川を国が直轄管理されるべきと考えますが、中流部の区間については、国から県知事に管理が委任され、管理者が混在している状況になっています。

このように、治水対策の進捗に差があることや、管理者が混在していることが、「安心して安全な暮らし」を望む流域住民に大きな不安を抱かせる要因となっています。

本市としましては、中流部の早期河川改修により洪水の安全な流下と河川の維持、保全が図られるためには、ダムから河口までが一元的に管理されるべきものであると考えています。

つきましては、流域住民の不安を解消するため、神戸川中流部の管理について、下記のとおり要望いたします。

記

- (1) 神戸川中流部の県管理区間（志津見ダムから馬木大井堰まで）を国直轄管理に変更するよう要望すること。

7 砂防、地すべり、農地地すべり、急傾斜地崩壊対策事業の推進等について

自然災害から市民の生命・財産を守る砂防事業等の取組を継続していただき感謝申し上げます。

今後とも、下記の砂防事業等の取組につきまして、特段のご配慮をいただきますよう要望いたします。

記

(1) 砂防事業

【継続箇所】

湯屋谷川（東林木町）、門前谷川（東林木町）、
佐貫利谷川（乙立町）、芦谷川（乙立町）、
丹堀川（国富町）、山崎川（河下町）、寄居谷川（十六島町）、
清水谷川（佐田町一窪田）、御田・二（佐田町須佐）、
以下谷川（大社町鷺浦）、神宮寺谷（大社町日御碕）

【新規箇所】

慶正（佐田町反辺）

(2) 地すべり対策事業

【継続箇所】

深山地区（万田町）、旭が丘地区（多久町）、北垣地区（小境町）、
大谷地区（美野町）

【新規箇所】

野郷地区（野郷町、美野町）

(3) 農地地すべり対策事業

【継続箇所】

出雲地区（旧出雲市・旧佐田町）、八幡地区（佐田町大呂）、
松原地区（万田町）、中ノ手地区（野郷町）、
佐田多伎地区（旧佐田町・旧多伎町）、出雲第一地区（旧出雲市）、
平田斐川第一地区（旧平田市、旧斐川町）

(4) 急傾斜地崩壊対策事業

【継続箇所】

森原地区（乙立町）

8 海岸線(海浜)の保全・復元及び海岸の適切な維持管理について

日本遺産「日が沈む聖地出雲」の構成文化財である「^{その}菌の^{ながはま}長浜」に位置する大社町から多伎町にかけての海岸は、「国引き神話」の綱としても登場する大規模な砂浜が形成され、美しい景観を創出しています。

しかし、^{みなとぼら}湊原海岸、^{そとぞの}外園海岸、^{にしはま}西浜海岸については、^{ていせん}汀線の後退により、民家、農地、道路等が海岸侵食の危険にさらされるおそれがありますので、平成27年度に策定された「^{その}菌の^{ながはま}長浜」土砂管理計画に基づき、地元住民の意向等も踏まえながら、土砂管理対策を引き続き推進していく必要があります。

また、^{きく}岐久海岸(久村地域)、大社漁港海岸では、海岸に溜まった砂により飛砂の被害が発生していますので、飛砂防止施設の維持管理はもとより抜本的な改良が重要と考えております。

つきましては、本市が誇る美しい海岸線の保全及び適切な維持管理について、下記のとおり要望いたします。

記

- (1) 菌の長浜土砂管理対策を計画的に推進すること。
- (2) ^{きく}岐久海岸(久村地域)、大社漁港海岸の飛砂対策を推進すること。

9 陸上自衛隊出雲駐屯地の拡充整備について

近年、我が国を取り巻く安全保障環境は、北朝鮮による度重なるミサイルの発射、韓国による竹島の不法占拠、ロシアによる北方領土の不法占拠、中国との尖閣諸島周辺海域を巡る諸問題等により、極めて不透明・不確実な状況です。

国においては、令和4年12月16日、国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画の防衛関連3文書が策定され、我が国の未来の礎となる防衛の在るべき姿について指針が示されました。これにより陸上自衛隊出雲駐屯地においては、令和5年度末に大隊規模の部隊に増強改編され、約180名の隊員が増員されることとなりました。

陸上自衛隊出雲駐屯地については、これまで島根県沿岸の国土防衛の拠点として、住民の安全・安心の確保に大きな役割を果たされており、我が国を取り巻く昨今の国際情勢に鑑みれば、その重要性は、更に増大するものと考えております。

また、近年、全国各地で頻発する災害において、人命救助、災害復旧など災害派遣活動に当たられており、本市においても令和3年7月大雨災害時には、道路啓開活動を実施いただき、当駐屯地への信頼と期待は大きく高まっています。

このように、自然災害等の頻発に伴い、東西に広がる県土・国土の防衛・防災の要として、また、島根原子力発電所が立地する島根県においては、特殊災害が発生した際の対応も含め、陸上自衛隊出雲駐屯地の果たす役割、住民の信頼や期待は、ますます大きくなってきており、これまで本市として要望してまいりました連隊規模への増強は、住民にとって悲願となっています。

島根県におかれましては、県内唯一の駐屯地である陸上自衛隊出雲駐屯地の連隊規模への機能・人員・設備の拡充について、関係団体と連携し、要望活動等の取組を強化していただきますよう下記のとおり要望いたします。

記

- (1) 陸上自衛隊出雲駐屯地の連隊規模への機能・人員・設備拡充は、自然災害・原子力災害などへの対応を含めて県民の安全・安心に寄与するため、全県的な連合組織を創設し、県が中心となって、県民の総意として要望活動に取り組むこと。

10 信号機の新規設置数の確保及び交通規制標示の迅速な補修について

県内の交通事故の特徴として、交差点での交通事故の発生割合が高い状況にあり、特に本市においても、約44%（令和3年）と高い割合となっています。

毎年、市内各地域から通学路を中心に信号機の設置要望が寄せられていますが、近年の信号機の設置は新設道路や道路改良に伴う場合に限られ、要望箇所への信号機の設置は実現されていません。令和4年度は、19件の信号機設置の要望があり、県に対し設置要望をしましたが、採択は0件でした。本市での信号機設置状況は、平成22年度の9基をピークに減少し、直近5年間では1機だけの設置となっています。

また、擦れて消えかかっている一時停止、横断歩道標示等の補修についても、毎年、市内各地域から多くの要望が寄せられています。交通規制に係る道路標示は、交通事故防止のための主要な基盤整備の一つではありますが、県からは補修を行う旨の回答をいただいているにもかかわらず、補修工事が追い付いていないのが現状です。

つきましては、市民の交通安全を願う切なる要望に応え、交通事故の防止を推進するため、下記のとおり要望いたします。

記

- (1) 通学路等における安全確保のため、地域住民及び各小・中学校による信号機の設置要望の実現に向けて、整備事業予算を十分に確保すること。
- (2) 擦れて消えかかった一時停止、横断歩道等の道路標示補修のための事業予算を十分に確保し、補修を迅速に実施すること。

11 路線バス、タクシー事業者に対する支援について

地域交通サービスを支える路線バス・タクシー等の交通事業者の多くは慢性的な赤字を抱えつつ、企業努力等によって経営を継続しています。

このような状況の中、新型コロナウイルス感染症や燃油価格・物価高騰の影響により、交通事業者は非常に大きな打撃を受けています。

昨年度、緊急対策として路線バス事業者へ運行経費に対する支援、タクシー事業者へ燃油価格高騰に対する支援がありましたが、なお厳しい経営状況が続いています。

地域の公共交通としてのバス路線の維持については、国、県から一部支援があるものの、不足額の大部分を本市において支援している状況です。

また、恒常的な運転手不足が深刻化しており、この問題の長期化は、バス路線の廃止、減便さらにはバス、タクシー事業者の廃業へと繋がる可能性があります。

こうした運転手不足の主な要因としては、長時間労働、低賃金等の労働条件に関する問題が挙げられる中、より多くの若年層や女性運転手が就職し、長期に勤められるような抜本的対策が求められています。

交通事業者は、住民生活に密着した交通手段としての役割を担っているとともに、地域の観光・教育等を支える重要な柱であります。

つきましては、厳しい状況に置かれた交通事業者に対し、下記のとおり支援策を講じていただきますよう要望いたします。

記

- (1) 地域の公共交通におけるバス路線の重要性に鑑み、バス事業者への支援について、国に制度拡充を求めるとともに、県における財政支援の拡充を行うこと。
- (2) 若年層、女性を含めた運転手の確保対策として、事業者が実施する労働条件改善への支援を行うこと。

12 鳥インフルエンザ等の発生に備える体制の強化について

国内家きんでの高病原性鳥インフルエンザは、国内1例目が過去最速の令和4年10月28日に確認されて以来、26道県で過去最大となる84事例（令和5年5月6日現在）が確認され、約1,771万羽が殺処分されました。また、これまで発生しなかった鳥取県でも発生するなど、本県での発生リスクも高まっています。

高病原性鳥インフルエンザや牛の口蹄疫が発生すれば、飼養施設のすべての家畜及び汚染物品等を迅速に処分するなど、確実なまん延防止対策が求められます。市内発生した場合は、県で定められた動員計画に基づき、関係機関が連携して対応にあたりますが、本市には防疫措置対応の実践経験がありません。そのため、情報伝達、初動、実作業に係る大きな混乱を懸念しており、発生農場を想定した実地演習及び机上訓練の積み重ねが大切だと考えております。

については、鳥インフルエンザなどの家畜伝染病に対する危機管理強化のため、下記のとおり要望いたします。

記

- (1) 市内における家畜伝染病の発生を想定した、情報伝達、初動、健康調査、防疫服着脱、家畜処分、消毒作業等の対応訓練（実地・机上演習）を、市と共に実施すること。

13 クリーンパークいずもの管理型第4期処分場の早期整備について

県内唯一の公共関与型産業廃棄物最終処分場であるクリーンパークいずもでは、現在供用中の第3期処分場において、当初計画を大幅に上回るペースで埋め立てが進んでいると伺っています。このような状況の中、当該施設の管理運営を行う(公財)島根県環境管理センターにおかれては、現在未利用の安定型処分場を活用し、管理型第4期処分場として整備する計画が示されているところです。

産業廃棄物については、事業者の責任において、発生抑制や再利用、再資源化に努め、やむを得ず発生する廃棄物は適正に処理することとされており、最終処分場の確保は事業者の円滑な事業運営、ひいては地域経済の安定的発展と、不法投棄など良好な環境を阻害する行為の抑制を図る上で必要不可欠です。

つきましては、クリーンパークいずもの管理型第4期処分場の整備について、下記のとおり要望いたします。

記

- (1) 管理型第4期最終処分場について、関係する住民、団体の理解を得たうえで、早期整備に向け必要な措置を講じること。

14 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進について

本市においては、2050年二酸化炭素排出実質ゼロをめざして「ゼロカーボンシティ」への挑戦を宣言し、令和4年度は、脱炭素に向けた取組の基本方針や数値目標などを盛り込んだ「出雲市環境総合計画」を策定しました。令和5年度からは、この総合計画に基づき、重点取組として掲げる、省エネルギー対策、COOL CHOICEの推進、再生可能エネルギーの導入、次世代自動車の導入、豊かな森林づくりの推進を実践していく必要があります。

また、脱炭素社会への機運の高まりから、住民、事業者による再エネ導入、省エネを中心とした取組が加速化しつつあります。

このような状況を踏まえ、脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの活用をはじめとする地球温暖化対策の推進に資する市町村の取組支援について、下記のとおり要望いたします。

記

- (1) 脱炭素社会の構築は全国的、世界的な喫緊の課題であることを踏まえ、県におかれても、県内市町村との連携を図り、全県的な取組を推進するうえで更に主導的役割を果たすこと。

また、脱炭素社会の実現は、住民生活の向上、産業振興、地域課題の解決など、様々な相乗効果が期待できることから、関係機関及び市町村との連携体制を構築し、効果的な支援策を講じること。

- (2) 脱炭素社会の実現に向けた、「地域連携による省エネ・3R活動支援事業補助金」及び「しまねグリーン製品利活用促進事業費補助金」並びに「再生可能エネルギー設備等導入支援事業補助金」などについて、補助率や補助予算枠の拡大など各種補助制度の拡充を図ること。

特に、「再生可能エネルギー設備等導入支援事業補助金」については、申請件数が大幅に増えている状況に鑑み、市民等のニーズに対応できるよう適切な予算枠の確保を図ること。

15 海岸漂着ごみ及び宍道湖の水草対策について

本市の海岸部は、日本遺産「日が沈む聖地出雲～神が創り出した地の夕日を巡る～」の構成文化財を含むほか、「島根半島・宍道湖中海ジオパーク」や「大山隠岐国立公園」のエリアであり、多くの人が訪れる重要な観光資源です。

また、近年は、こうした美しい自然景観を生かして、複数の宿泊・観光施設が立地するなど、地域経済への波及効果も広がっています。

さらに、西の玄関口となる山陰道出雲多伎インターの開通を見据え、この海岸線を観光ルートとして周遊を広げることにより、地域活性化の取組を進める考えです。

しかしながら、日本海沿岸には、外国文字が表記された廃棄物や流木、海藻など多量のごみがくり返し漂流・漂着しています。近年ではSDGsへの意識が高まり、身近にできる取組活動として海岸清掃を実践される地域住民やボランティア団体も増えてきています。市もこうした環境美化活動を支えるため、回収された海岸漂着ごみの運搬・処分を行っている状況にありますが、海岸漂着ごみは季節風や海流の影響により次々に押し寄せ、大変苦慮しています。

さらに、マイクロプラスチックによる海洋生態系への影響など、海洋プラスチックごみについては世界的課題となっており、多くのプラスチック類を含む海岸漂着ごみの迅速、適切な回収が求められている状況です。

また、近年、宍道湖においては水草が繁茂拡大し、腐敗による悪臭発生や景観の悪化、水産資源への影響などの問題が生じています。

つきましては、海岸の漂着ごみ対策及び宍道湖の水草対策について、下記のとおり要望いたします。

記

- (1) 県は、自ら海岸漂着ごみ対策を実施する要件（海水浴場、日本の夕陽百選選定地、ごみランク8以上）を緩和し、対象範囲を拡大することで、本市の稲佐浜やキララビーチ周辺に加え、茵の長浜や日御碕灯台付近も県事業として実施すること。

- (2) ボランティアが回収した海岸漂着ごみは、一般廃棄物にあたるため、県管理海岸であってもその運搬処分を市が行っており、その費用も国補助金（7／10～8／10）の不足分を市が負担している。このため、県は海岸管理者として必要な予算措置を講じ、市に負担を求めないこと。
- (3) 宍道湖で繁茂拡大している水草について、迅速な回収・処分が適切に行われるよう、引き続き国に働きかけること。

16 トキの野生復帰に向けた支援について

平成23年からスタートした本市のトキ保護増殖事業は、これまで繁殖した55羽を佐渡島に移送、うち52羽（※R5.6月現在）が放鳥されるなど、国のトキ保護増殖事業に貢献しています。また、令和元年度から開始したトキ一般公開事業は、4年間で約8万人の方に来場していただき、隣接する島根県花ふれあい公園「しまね花の郷」の集客を含め、県・市の連携で観光面でも効果を上げていると考えています。

さて、国は、トキ野生復帰ロードマップ2025の中長期的な目標として2030から2035年ごろまでに本州の野生下でもトキが定着し、繁殖できるようになることを掲げ、昨年8月には、本市が放鳥候補地である「トキの野生復帰を目指す里地」に選定されました。

これを受けて、本市においては、今年度から総合政策部内にプロジェクト推進室を設置し、トキによるまちづくり事業について各部署横断的に取組を進めることとしています。

本市におけるトキの野生復帰の実現は、SDGsの視点から斐伊川水系をはじめとする島根県の豊かな自然環境を実証するものであり、島根創生計画に掲げる心豊かに暮らせる社会づくりに寄与し、島根県の魅力を全国に強く情報発信することができるものと考えています。

トキの野生復帰の実現に向けては、環境保全型農業や休耕地の活用等により更なる生息環境の整備を推進するとともに、普及啓発活動による県民の環境意識の向上に資する社会環境の整備にも取り組む必要があります。また、引き続き、幼鳥の安定供給に資するトキ分散飼育事業の確実な遂行が求められます。

特に、生息環境及び社会環境の整備については、トキの行動範囲や生息地を考慮すると、広域的な取組が必要であり本市だけでは対応が困難なため、県の積極的なご支援と近隣自治体の協力が欠かせないものであります。

つきましては、トキの野生復帰に向けた取組について、下記のとおり要望いたします。

記

(1) トキの野生復帰に向けた支援をすること。

- ① トキの野生復帰を目指す里地選定を機に、県においてもトキを活かした自然と共存する持続可能なまちづくりについて、積極的に県民の機運醸成を図ること。
- ② トキの放鳥に向けた生息環境整備、社会環境整備及びトキ分散飼育事業への財政支援を行うこと。
- ③ トキの放鳥に向けて、県、本市及び近隣自治体の連携体制の強化を図ること。

ともに結ぶ

1 島根観光の魅力強化について

新型コロナウイルス感染症の長期化により途絶えていた国内外からの観光客も、徐々に回復の兆しが見られます。島根県においては、これまで、全国旅行支援「ご縁も、美肌も、しまねから。」しまね旅キャンペーンなどを継続的に展開いただいたところです。

本市では、社会経済活動の再生を加速させるとともに、2025年大阪・関西万博を見据え、観光に関わる経済効果の最大化と、「観光」を活用した多様な地域課題への貢献を図り、「～出雲力で地域と人が輝く～持続可能な観光地域づくり」を重点的に進めることとしています。

つきましては、本県への更なる誘客促進を図り、地域を活性化させるため、下記のとおり要望いたします。

記

- (1) 観光需要喚起策となる大型観光キャンペーンを継続して実施すること。中でも、インバウンド誘客の積極的な推進に向けた海外プロモーションを展開すること。
- (2) 世界的観光地となるための受入れ環境を整備すること。
 - ① 出雲縁結び空港への国際定期便就航に向けた更なる取組を推進すること。
 - ② 国内外旅行客の利便性を高めるWi-Fi環境整備などの面的DX推進に資する取組を支援すること。
 - ③ 大山隠岐国立公園満喫プロジェクトを全域的に推進すること。
 - ア 満喫プロジェクト島根半島西部協議会への財政支援を継続すること。
 - イ 大山隠岐国立公園全域にわたって自然の魅力を堪能できる広域周遊ルートを開発するとともに、国内外へ向け発信すること。
- (3) 多くの観光客を迎えるエリアにおける県管理施設の整備及び景観面にも配慮した適切な維持管理を行うこと。

- ① 中国自然歩道を整備すること。
 - ア 長距離歩道区間の公衆トイレを整備すること。
 - イ 遙堪峠から弥山へのルートを新設整備すること。
 - ② 立久恵峡県立自然公園の奇岩に繁茂する立木を伐採すること。
- (4) 令和5年度限りとされている「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業」への財政支援を延長すること。

2 出雲大社門前町の整備について

本市では、出雲大社周辺を歴史文化のシンボル空間と位置づけ、地域住民とともに出雲大社門前町としての魅力向上を図りながら、県にも協力をいただき、賑わいの創出に取り組んできております。

その中心である一般県道斐川出雲大社線（都市計画道路 神門通り線）については、現在、大鳥居付近から吉兆館前交差点区間の整備事業を着実に実施していただいておりますことに感謝申し上げます。引き続き、早期完成に向け事業の推進をお願いいたします。

さらには、一般県道斐川出雲大社線及び大社立久恵線（都市計画道路 北荒木赤塚線）は、出雲大社に通じる交通量の多い主要な道路ですが、歩道が無い区間や見通しが悪いなど危険な箇所があることから、未整備区間1,340mについて、神門通り線に続き整備していただきますよう要望いたします。

また、交通量が多い国道431号の勢溜西から宮内交差点までの区間には、片側歩道の部分が210mあります。当該区間においては、既設の歩道が途切れることにより車道を通行する観光客が多く、危険な状態であることから、安全な動線を確保するため、歩道の整備をお願いするとともに形状の悪い宮内交差点の改良を要望いたします。

次に、堀川におけるレジャー船の不法係留対策については、大社門前町の景観、治水対策及び津波被害等の防災上の観点からも不可欠であります。令和5年3月、民間事業者による新たな係留施設が整備され、不法係留船の受入れ先が確保されました。また、県におかれましては、重点係留禁止区域の拡大や、船舶放置禁止区域の新規指定がされる等、積極的な対策に取り組まれたことにより、約170隻あった不法係留船は、現在約120隻まで減少しております。今後も、積極的な撤去や係留施設への誘導強化を図っていただき、不法係留船がさらに減少していくことを期待しております。

本市としましても、不法係留対策について、県や地元と連携しながら協力してまいりますので、引き続き不法係留対策の推進をお願いいたします。

記

- (1) 一般県道^{ひかわいずもたいしやせん}斐川出雲大社線（都市計画道路^{しんもんどおせん} 神門通り線）の事業推進と一般県道^{ひかわいずもたいしやせん}斐川出雲大社線及び大社立久恵線^{たいしやたちくえせん}（都市計画道路^{きたあらきあかつかせん} 北荒木赤塚線）の未整備区間を神門通り線に続き整備すること。
- (2) 安全な歩行空間の確保のため国道431号^{せいだまり みやうち}（勢溜西～宮内交差点）の歩道の整備と宮内交差点を改良すること。
- (3) 堀川等におけるレジャー船不法係留対策を推進すること。

3 高規格道路「境港出雲道路」の早期整備について

高規格道路「境港出雲道路」は、宍道湖・中海圏域を山陰道などとともに高規格で高速性のある8の字ネットワークで結び、圏域の経済、産業、観光など、あらゆる社会活動に限りないストック効果を生み出すものであり、本道路の早期全線開通は、本市にとって永年の悲願であります。

こうした中、令和4年度には、経済界や圏域の市長会などにより、8の字ネットワーク整備にかかる経済効果や圏域づくりについて検討や研究が行われました。

加えて、県におかれましては、昨年度、国に対し未着手区間を直轄事業として整備するよう要望されました。このことは8の字ネットワーク早期実現への大きな前進であり、整備促進に向けた機運が格段に高まったところです。

本市といたしましても、この機を逃すことなく、将来ビジョンの明確化やB/Cだけでは表すことができない事業効果の検証等について、圏域の自治体や関連団体及び経済界と連携を図り、官民が一体となって進めてまいります。

つきましては、本市及び宍道湖・中海圏域の未来と発展を担う高規格道路「境港出雲道路」の早期実現に向けて、下記のとおり要望いたします。

記

- (1) 高規格道路「境港出雲道路」の早期実現に向け、国へ強く働きかけるとともに、国と連携を図りながら整備を推進すること。

4 出雲縁結び空港の利便性の向上と機能の拡充について

出雲縁結び空港は100万人の利用実績を誇る日本海側屈指の拠点空港として発展を遂げてきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は30万人、令和3年度は45万人と利用者数が低迷しました。

ようやく令和4年度には82万人を超え、コロナ禍前の80%程度の水準にまで回復しました。

これまで出雲圏域の産業・観光振興、文化交流は約3年にわたり停滞しており、これらの活動拠点となる空港の利用回復が急がれます。

また、運用時間・運航計画の変更に関する地元合意が図られたことにより、出雲縁結び空港の更なる発展が期待できます。

つきましては、出雲縁結び空港の利用者100万人の早期復活に向け、下記の事項について積極的かつ強力な取組を要望いたします。

記

- (1) 島根県における唯一の高速交通である航空路線の維持、拡充及び新規路線の開設が図られるよう、国に対し航空会社の運航に対する助成など財政支援を求めるとともに、県においても必要な財政支援を行うこと。また、航空会社に積極的に働きかけること。
- (2) 料金低廉化及びダイヤの見直し、その他利便性向上につながる対策について、航空会社に積極的に働きかけること。
- (3) 空港利用者用の利便性向上のため、ターミナルビルの拡張、立体駐車場、風・雨・雪対策を含めた屋外通路の整備を行うこと。
- (4) 国際定期便就航に向け、国際チャーター便が就航可能となるよう、C I Q体制の充実並びに空港施設の整備に取り組むこと。
- (5) 周辺住民の安心・安全な生活環境を整備するとともに、確実な定時運航ができるよう航空会社及び関係機関に強力に働きかけること。

- (6) 運用時間・運航計画の変更に関する地元合意への対応については、引き続き周辺住民に丁寧かつ誠意ある対応と責任を持って取り組むこと。

5 出雲河下港の整備推進及び利活用促進について

国の特定地域振興重要港湾である出雲河下港いずもかわしもこうにつきましては、湾内の静穏度を確保し、年間を通して安定的な利用を可能とするため、念願でありました沖防波堤工事の完成がいよいよ間近となりました。

また、河下港の垂水地区たるみにおいては、船舶の大型化及び取扱貨物量の増加に対応した岸壁が不足しておりましたが、このたび、耐震構造による岸壁整備が新規事業採択されましたことに厚く感謝申し上げます。河下港の物流機能強化のため、早期の事業推進をお願いいたします。

一方、利活用対策を盛り込んだ将来ビジョンの策定に共同で取り組んでいただき、この度、策定した将来ビジョン実現に向けて、今後も引き続き連携を強化し、取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、出雲河下港いずもかわしもこうの利用を促進するためには、山陰自動車道斐川 I C からのアクセス道路が極めて重要です。一般県道鱒淵寺線奥宇賀工区がくえんじせんおくうがについて、引き続きアクセス道路として整備を推進していただきますよう要望いたします。

記

(1) 河下港(垂水地区)の第4号岸壁の早期整備を推進すること。

(2) 出雲河下港いずもかわしもこうの利用促進に係る山陰自動車道斐川 I C からのアクセス道路の整備を推進すること。

ともに支える

1 人口減少・少子化対策のための「しまね子育てトータル支援プラン」の推進（拡充）について

県は「島根創生計画」の中で、結婚・出産・子育てへの切れ目のない支援として、妊娠期や産前産後の支援充実、子育ての経済的負担軽減をはじめとする「しまね子育てトータル支援プラン」を展開されているところです。

本市においても、出会い・結婚、妊娠・出産、子育て・教育の各ライフステージに対する総合的支援として、子育て環境を整えることに重点的に取り組み、「子育てするなら出雲で」と思ってもらえる施策の充実により、少子化対策を推進しています。

また、将来にわたって安定した職業に就けるよう、様々な産業分野における多様な雇用の場を創出する取組や、移住・定住促進策を拡充し、若者やU I J ターン者の定住促進を図るなど、総合的な人口減少対策を強力に推進しています。

市民の価値観やライフスタイルが多様化している状況ではありますが、結婚し、子どもを持ちたいと思う若者に対する子育て環境の充実、喫緊の課題である少子化対策として大変重要であると考えています。

一方、国では、「次元の異なる少子化対策」として「こども家庭庁」が中心となって政府一丸で対策を強化する方向で議論が進められています。

児童手当制度拡充などの経済的支援や保育サービスの充実、男性を含めた働き方改革など大いに期待するものでありますが、地方自治体への影響も大きく、また、対策に向けては財源確保が関連することから、情勢を見守る必要があると考えます。

子どもの医療費や保育料等の軽減など、子育て世帯の経済的負担の軽減についても、自治体間の差が生じないように、国において統一的な対応となるよう期待するところではありますが、待った無しの少子化対策において、地方からも取組の強化が必要であり、国の動きを待つことなく、県からの支援をお願いしたく、下記のとおり要望いたします。

記

- (1) 子ども医療費助成について、全国的に高校生年代までを助成対象に拡大する都道府県が増えるなか、本県においても、少子化対策の強化、子育て支援の観点から、高校生年代まで対象を拡充するなど取組を強化すること。

また、医療費助成制度が全国一律の制度となるよう引き続き国に働きかけを行うこと。

- (2) 幼児教育・保育の無償化については、令和元年10月以降、3歳から5歳の全ての子どもが対象となっている一方、0歳から2歳は、住民税非課税世帯など一部の子どもを対象とした無償化や利用料の軽減に留まっている。

少子化対策の観点から、出産意欲のある家庭の経済的負担を軽減するため、多子世帯への支援強化を図るとともに、十分な財源を確保すること。

- (3) 依然として増加が続く放課後児童クラブへの入会希望に応えるため、施設整備に対する支援強化をお願いしたい。特に支援員確保や多様なニーズに応えやすい社会福祉法人等の積極的な事業参入を促すことにより、入会未決定者の解決を図りたい。

については、近年の資材価格高騰や人件費上昇に伴う負担軽減のため、子ども・子育て支援施設整備交付金における補助基準額を、実態に応じた額に増額されるよう国への働きかけを行うこと。

また、国の補助基準額を超える事業費について、県の補助制度の更なる拡充を図ること。

2 ひきこもり等複合的な課題がある世帯の支援について

国において、就職氷河期世代支援に関する行動計画が作成され、ひきこもり支援施策を様々な関係機関や地域資源との関係性を構築して取り組むように求められています。

また、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、市町村における包括的な支援体制を整備するため、国において重層的支援体制整備事業が創設されました。

ひきこもり支援と重層的支援体制整備事業については、両施策を連携させて実施することで、ひきこもり状態にある方やその家族を含むより多くの方を支援することができます。

一方、市においては、ひきこもり等複合的な課題がある世帯に関する相談に対応する人材やノウハウが不足している状況であるため、ひきこもり支援等に関わる関係機関との連携強化や専門性の高い相談支援体制の構築が必要となります。

つきましては、下記のとおり要望いたします。

記

- (1) 県として、市町村の相談支援体制の強化に向けて、総合相談に対応する市町村職員向けの支援従事者養成研修や、先進事例等の情報提供、ひきこもり本人や家族等に対する訪問支援等の担い手となる「ひきこもりサポーター養成研修」を実施すること。
- (2) 国において求められている官民協働で社会参加等に向けた支援に取り組む「市町村プラットフォーム」の設置・運営について、県においても、ひきこもり対応に係る知見やノウハウを持つ専門職の参画等により、実効性の高いものとなるよう支援すること。

3 島根の将来を見据えた定住・永住につながる多文化共生社会の実現について

ブラジル人を中心に外国人住民が増加・定着傾向にあるなか、出雲市は外国人・日本人双方が暮らしやすいまちとなるよう「第2期出雲市多文化共生推進プラン」を策定し、多文化共生社会の実現に向けた取組を進めています。

特に増加するブラジル人向けには、ポルトガル語通訳・翻訳者及びブラジル国際交流員の任用等を行っており、更に多くの言語に対応するため多言語電話通訳サービスも導入しています。また、地域と外国人住民をつなげるために、地域活動翻訳サポートを実施しています。

島根県においても、県立宍道高等学校における日本語指導の体制整備、東部高等技術校における定住外国人向け就職サポート科の開設等に取り組んでいただいているところですが、外国人住民が安心して生活できるよう、病院、児童相談所など、住民生活に密着した場面で外国語対応及び、外国人相談体制をより一層充実させることが必要と考えております。

つきましては、島根県内の多文化共生社会の実現をより一層推進していくため、下記のとおり要望いたします。

記

- (1) 島根県の外国人住民の約半数が居住する出雲市にも、多文化共生総合相談ワンストップセンターを設置すること。
- (2) 日本語の対応力が不足する帰国・外国籍の子どもたちが、安心して島根に暮らし続け、将来、地域の担い手となるよう、中学校卒業後の多様な進路選択の仕組みや受入先（市内の公立高等学校の入学選抜における特別枠設置や東部高等技術校の各種職業訓練の受入れなど）を確保すること。
- (3) 日本語を理解することが難しい外国人住民が安心して暮らせるよう、県所管の機関・施設での適切な多言語対応や「やさしい日本

語」の普及を図るとともに、県からの住民周知文書についても多言語化すること。

(4) ポルトガル語対応のコミュニティ通訳者の増員を図ること。

4 福祉・介護職場の人材確保について

依然として続く厳しい雇用情勢を背景に、市内においても人材不足を理由とする事業所の休廃止が増加傾向にあるなど、福祉・介護職場の人材不足の解消は喫緊の課題であります。

このため、本市では、令和2年度から令和5年度までの4年間で福祉介護人材確保・定着施策の集中実施期間に位置づけ、各種施策を積極的に推進し、将来的に質の高い安定したサービスを供給していくための体制づくりを進めています。

県においても、「保険者等による福祉介護人材確保・定着促進事業」のメニューの拡充等を積極的に進めていただいております。こうした支援の継続とともに、外国人材の確保並びに介護ロボット及びICTの導入にかかる支援については、更なる拡充が必要と考えます。

つきましては、次のとおり要望いたします。

記

- (1) 市が実施する福祉介護人材の確保・定着施策について、地域の実情に応じて柔軟にかつ中長期的に取り組めるよう、引き続き財源措置を行い、市の取組を総合的に支援すること。
- (2) 外国人材の受入れを検討する事業者に対する情報発信の強化及び相談窓口の設置等の支援策を講じること。
- (3) 介護現場の負担軽減と業務効率化を図るための介護ロボット及びICTの導入にかかる経費の補助限度額を拡充すること。

5 地域包括ケアを支える機能強化への支援について

高齢者が、住み慣れた地域において、安心して自分らしく暮らし続けるため、「地域包括ケア」の提供体制の構築は、自治体に求められる重要な課題です。

市町村は、介護及び生活支援の提供体制整備を担うとともに、医療・介護関係者と連携を図り、切れ目のない包括的なケアの推進に取り組んでいます。

この「地域包括ケア」の核となる「医療」の提供体制について、山間部や沿岸部といった中山間地域では、診療所等の医師確保、訪問診療・訪問看護の提供体制の維持において、今後に大きな不安を抱えています。

このことは、中山間地域における暮らしの維持に欠かせない喫緊の課題であり、在宅医療等の医療政策を推進する必要があります。

また、県策定の次期医療計画において新たな記載事項となる「新興感染症発生・まん延時における医療」については、重症化リスクの高い要介護高齢者の療養体制構築等、市町村の介護保険事業の取組にも関連するものと考えます。

つきましては、県と市が緊密に連携し、将来を見据えながら医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築を一体的かつ計画的に推進していくため、下記のとおり要望いたします。

記

- (1) 医療・介護関係者との連携・調整や、在宅医療・介護の連携推進に関する指導・助言、情報提供など、引き続き積極的に行うこと。
- (2) 島根県医療介護総合確保促進基金市町村支援事業による訪問診療及び訪問看護への補助は、中山間地域等における在宅医療提供体制の維持・拡充のために必要な支援であり、継続して行うこと。
- (3) 令和6年度からの次期医療計画においては、在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう介護保険事業支援計画及び市の介護保険事業計画との整合性を確保するとともに、新たに記載する「新興感染症発生・まん延時における医療」について、自宅・宿泊療養者・高齢者施設等での療養者等へ適切な医療支援がなされる体制の構築を進めること。

6 在宅における医療的ケア児の支援について

医療技術の進歩等に伴い、在宅において人工呼吸器や吸引器を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障がい児は年々増加傾向にあります。

そのような中、県におかれましては、令和4年11月に島根大学医学部附属病院内に「島根県医療的ケア児支援センター」を開設され、医療的ケア児やその家族からの様々な相談に総合的に対応する拠点を整備されました。

また、平成30年度に開設された島根県立中央病院心身障がい児指定短期入所サービス事業所においては、医療的ケア児を受け入れていただいているところです。

しかしながら、医療型短期入所施設をはじめ、医療的ケア児に対応できる日中の通所施設、訪問看護ステーションは依然として少なく、希望しても受入れが困難な状況が続いています。

つきましては、下記のとおり要望いたします。

記

- (1) **医療的ケア児の実態と利用者のニーズを把握し、医療型短期入所施設や日中の通所施設、訪問看護ステーション等において医療的ケア児の受入れが進むように、事業所の施設整備や体制整備のための財政支援を実施すること。**
- (2) **障がい福祉サービス事業所での看護職員の配置が進むように、事業所ごとに看護職員の人件費補助を行うこと。**

7 地域生活支援事業補助金について

地域生活支援事業は、障害者総合支援法の中でも主要な事業の一つとなっていますが、障がい者福祉に対するニーズが多様化し、実施事業が追加されるなど、今後ますます事業費は増大するものと考えられます。

一方で、地域生活支援事業に対する近年の国の交付額は事業費の50/100を下回り続けており、地方自治体の一般財源の負担は大きくなるばかりです。

このような中、島根県からは、今後事業費の大幅な増額が見込まれる等の場合、補助率の調整を検討する旨の連絡がありましたが、補助率の見直しが実施されれば、市の一般財源の持ち出しが増加することとなり、事業継続に影響が出ると考えられることから、下記のとおり要望いたします。

記

- (1) 国に対して、地域生活支援事業に対する地方財政に超過負担が生じないように、十分な財政措置を講じるように要望すること。
- (2) 地域生活支援事業について、県の補助率25/100とする財政措置を堅持すること。

8 シカの被害対策の拡充について

県のシカ被害対策については、出雲北山山地はもとより、本市が実施している湖北山地の被害対策にも財政的な支援をいただき、感謝申し上げます。

出雲北山山地における令和4年末生息頭数の推定値は479～1,993頭、湖北山地では324～1,036頭と推定され、ほぼ横ばいから減少傾向にあります。出雲北山山地の生息頭数を180頭とすることや、湖北山地は非生息とする目標の達成には、依然として厳しい状況となっており、更に継続した取組が必要であります。

主要な対策であるシカの捕獲については、シカによる被害を受けた者自らで結成された自衛班による捕獲頭数が多く、出雲北山山地における捕獲実績の約6割を占めています。

しかし、自衛班の捕獲経費の一部は市負担とされていることから、本市の財政等に大きな負担となっています。

つきましては、有効なシカ被害対策に引き続き取組んでいただきますよう、下記のとおり要望いたします。

記

- (1) 出雲北山山地のシカ被害対策に係る予算を確保すること。
- (2) 出雲北山山地の自衛班に係る経費を負担すること。

9 出雲市駅付近連続立体交差事業の第二期区間の事業について

出雲市駅付近連続立体交差事業は、昭和63年4月にJR山陰本線(3.4km)及び一畑電鉄北松江線(1.8km)を高架化することとして補助事業採択されましたが、投資効果の早期発現のためこれを2区間に分割して、当面は第一期区間のみ実施することとされました。

平成13年の第一期区間の工事完了後は、中心市街地活性化を図るために、県街路の整備を優先することとし、第二期区間は休止とされ現在に至っております。県におかれましては、この間、出雲市駅前矢尾線いずもしえきまえやびせんや今市川跡線いまいちかわとせん、今市古志線いまいちこしせんの整備を進めていただき、中心市街地活性化が図られたことに対し、深く感謝申しあげます。

さて、第一期区間が完成し、都市計画道路や区画街路が鉄道と立体交差するようになった今市、塩冶地区いまいちえんやちくにおいては、道路交通の利便性が格段に向上し、市街地発展を遂げているところです。

一方、第二期区間がある大津地区おおつちくは、中学校、高校といった文教施設などが立地する、有効活用が見込める土地でありながら、一体的なまちづくりが進まない状態にあります。これは、第二期区間が長期にわたり休止とされているため、関連する都市計画道路も整備を保留しなければならないことが原因となっています。

本市としては、この地域が持つ高いポテンシャルを発現させるために、都市計画道路の整備を進め、市街化の誘導を図りたいと考えております。

そのためには、第二期区間の実施が最善と考えますが、国の補助が見込めないという事情もある中、本市のまちづくりを見据えたうえで、県とともに事業の方針を出していきたいと考えております。

つきましては、22年もの長きにわたり休止状態が続く第二期区間について、事業の方針が速やかに決定できるように、県におかれましては鉄道事業者との調整等、最大限の取組をしていただきますようお願いいたします。

記

- (1) 出雲市駅付近連続立体交差事業の第二期区間の方針が速やかに決定できるように、最大限の取組を行うこと。

10 グリーンステップC谷の利活用について

グリーンステップのC谷につきましては、引き続き、県事業での残土処分用地として利用されているところです。

グリーンステップは、斐伊川放水路事業を促進していくうえで、重要な役割を担い、周辺の住民の皆様のご理解とご協力により実現したものであります。

C谷中段については、自転車競技場の整備に着手いただき、令和12年度に行われる第84回国民スポーツ大会の開催地として利用するとともに、恒常的な利活用方法についても検討を進めていただいておりますことに感謝申し上げます。

一方で、C谷の上段、下段及び中段のうち競技場の周辺区域については、有効な活用策が未だ定まっていない状況です。

つきましては、グリーンステップC谷の有効活用を図るため、下記のとおり要望いたします。

記

- (1) **グリーンステップC谷の利活用について、活用方法が決まっていない上段、下段及び中段のうち競技場周辺区域の有効活用策を検討すること。**

11 国道9号出雲バイパスの全線4車線整備について

国道9号出雲バイパスは、地域における最も重要な幹線道路ですが、山陰道、出雲縁結び空港へのアクセス道路としての利用、沿線への大型商業施設の進出、出雲大社等への観光客の増加等により、慢性的、恒常的に交通渋滞が発生しています。

このような中、令和4年度には中野町・姫原地区の1.3kmにおいて、4車線化工事が完成し、からさで大橋区間の1.8kmにおいては、4車線化整備が新規事業化され、調査設計が進められていることに厚く感謝申し上げます。

本バイパスにつきましては、延長8.7kmのうち5.6kmが暫定2車線での供用となっていますので、引き続き、からさで大橋区間の事業推進と、残る暫定2車線区間の4車線化に向けて、国に強く働きかけていただきますよう要望いたします。

記

- (1) 国道9号出雲バイパスの全線4車線整備の促進を国に要望すること。

12 山陰自動車道関連周辺道路等の整備推進について

国道9号の神戸橋かんとぼし以西につきましては、芦渡交差点から神西小入口交差点間の2.8kmが平成7年に都市計画道路神戸橋神西沖線かんとぼしじんざいおきせんとして4車線整備が都市計画決定されていますが、これまで20年以上の間、事業実施されておられません。

出雲IC及び国道9号出雲バイパスの供用に伴い、当該区間の交通量は増加しておりますので、4車線化の早期の事業着手に向けて、国に対して、特段の働きかけを行っていただきますよう要望いたします。

また、本市神西沖町地内の「神西小入口交差点」から湖陵町差海地内の「江南分れ交差点」こうなんまでの国道9号の歩道整備については、令和5年度に、「神西小入口交差点」じんざい付近の0.6kmが新規事業化され、調査設計に着手されました。県におかれましては、力強いご支援をいただきましたことに厚く感謝申し上げます。引き続き、この区間の事業推進と、残る区間の早期着工に向けて、国に働きかけていただきますよう要望いたします。

また、出雲・湖陵道路の整備に伴う、関連河川への影響対策として、九景川改修事業くけがわが、順調に進捗していることに感謝申し上げます。引き続き早期に完成しますよう特段の事業推進をお願いいたします。

さらに、十間川の河川改修事業じっけんがわについても、引き続きご配慮いただきますよう要望いたします。

記

- (1) 国道9号神戸橋かんとぼし以西の都市計画道路神戸橋神西沖線かんとぼしじんざいおきせんの4車線整備について、国に要望すること。
- (2) 国道9号「神西小入口交差点」じんざい以西の歩道等交通安全施設の早期整備を推進すること。
- (3) 出雲・湖陵道路の事業に関連する河川改修を推進すること。
 - ① 九景川河川改修くけがわ
 - ② 十間川河川改修じっけんがわ

13 本市の魅力を発揮する地域の一体化を促進するための広域幹線道路及び地域内幹線道路の整備について

本市の魅力を発揮し、地域の一体化を促進するため、広域幹線道路及び地域内幹線道路の整備は、重要かつ喫緊の課題であります。

また、観光ネットワークの整備と拡充及び安全・安心な都市の建設を促進するため、国道・県道を中心とした道路ネットワークの構築が求められています。

国道184号につきましては、市街地と佐田地域をつなぐ重要な路線でありますので、乙立町^{おったち}地内の改良整備について、早期完成に向けて事業を推進していただきますよう要望いたします。

国道431号につきましては、島根半島側の経済・産業・観光等のあらゆる社会活動を支えるとともに、災害時や緊急時の輸送路として重要な役割を担う道路ですが、市内北東部においては穴道湖があることから迂回路が限られるとともに線形や視距が不良な箇所が見受けられます。幹線道路としての安全性を高めるため、園町^{その}から鹿園寺町^{ろくおんじ}間の線形不良箇所の解消について取り組んでいただきますよう要望いたします。

主要地方道斐川一畑大社線につきましては、地域住民の災害時の避難道路としても大変重要な道路である中で、車両通行不能な区間の解消に向けた取組を進めていただきますよう要望いたします。

主要地方道出雲三刀屋線^{いずもみとやせん}につきましては、他市町との連携のため重要な道路でありますので、事業中の区間については、早期完成に向け、より一層推進していただきますとともに未着手区間についても早期に事業着手していただきますよう要望いたします。

一般県道斐川出雲大社線につきましては、荻杼町^{おぎとち}地内の市道との交差点で、朝夕の通勤時間帯に車両が集中し、交通渋滞が発生しています。この交差点改良については、交差する市道の整備事業に連携して取り組んでいただいていることに感謝申し上げます。今後も引き続き一体となって事業を推進していただきますよう要望いたします。

一般県道大社立久恵線^{たいしやたちくえせん}の乙立町^{おったち}地内の改良整備につきましては、引き続き早期完成に向けて事業を推進していただきますようお願いいたします。また、現在整備計画がない区間につきましても、早期着手

に向けてご尽力いただきますよう要望いたします。

一般県道斐川上島線^{ひかわかみしせん}のバイパス区間つきましては、武部2工区^{たけべ}において令和4年度に阿宮武部トンネルが貫通しましたことに感謝申し上げます。

この路線は、市南部地域から斐川ICへのアクセス道路であるとともに、斐川地域の工業団地への通勤経路でありますので、より一層事業を推進していただきますよう要望いたします。

加えて、地元から強い要望のある森坂大橋の架替えについても、早期着手に向けて取り組んでいただきますよう要望いたします。

一般県道三刀屋佐田線^{みつやさだせん}につきましては、須佐～朝原間及び反辺～大呂間^{おおろ}に、幅員が狭小なうえ急カーブのため視距不良の区間があります。通行に支障をきたしていますので、引き続き須佐工区及び大呂3工区の事業を推進していただきますよう要望いたします。

一般県道遙堪今市線^{ようかんいまちせん}につきましては、多くの通勤車両や大型車両が頻繁に往来する中を、歩行者や自転車が通行しています。また、歩行者と車両との接触事故も発生していますので、国道9号出雲バイパス以西の歩道未整備区間について、早期に歩行空間の整備に取り組んでいただきますよう要望いたします。

一般県道多伎江南出雲線^{たきこうなんいずもせん}（都市計画道路 医大前インター線及び今市古志線2工区）につきましては、近年交通量が増加しており、さらには山陰道出雲・湖陵道路、湖陵・多伎道路が令和6年度に開通予定であるなど、周囲の交通状況の変化によりさらなる交通量の増加も見込まれますので、4車線化に向けた整備計画の策定を検討いただきますよう要望いたします。

一方、本市と松江市を結ぶ**簸川南広域農道**（通称：出雲ロマン街道）は、市街地の南側に位置し、斐伊川を横断する大動脈の一つとして、東西幹線道路網を形成しています。

本路線は、地域相互の連携強化をはじめ、山陰道の各インター線にもアクセスし、観光、物流、通勤等に大きく貢献しています。周辺では出雲斐川中央工業団地の造成も進んでおり、交通量が著しく増加する中、県道昇格を求める声が高まっています。

本来、全区間について一度に認定すべきものと考えますが、このうち

交通量の多い国道54号から国道184号までの区間の県道昇格について、具体的な検討を進めていただきますようお願いいたします。

その他、下記幹線道路の改良整備や災害防除などにつきましても、特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。

記

(1) 国道

路線名	位置	整備内容	着手状況	要望状況	備考
184号	乙立町	改良整備	事業中	継続	
	佐田町反辺	歩道整備	未着手	継続	
	佐田町八幡原	改良整備 歩道整備	未着手	継続	
	佐田町東村	改良整備	未着手	継続	接続する市道に改良計画有
	佐田町高津屋	改良整備	未着手	継続	
431号	東林木町～美談町	改良整備	未着手	継続	
	美談町～国富町	歩道整備	事業中	継続	
	美談町、国富町	歩道整備	未着手	継続	
	園町、鹿園寺町	改良整備	未着手	新規	

(2) 主要地方道

路線名	位置	整備内容	着手状況	要望状況	備考
斐川一畑大社線	小境町～地合町～ 坂浦町	改良整備	事業中	継続	
	美保町～塩津町	災害防除	事業中	継続	
	塩津町～小津町	改良整備	未着手	継続	
	河下町～猪目町	災害防除	事業中	継続	
	大社町鷺浦	改良整備	事業中	継続	
出雲三刀屋線	上塩冶町	改良整備	事業中	継続	
	上塩冶町～船津町	改良整備	事業中	継続	
	上島町	改良整備	事業中	継続	
大社日御碕線	大社町日御碕	災害防除	事業中	継続	

湖陵掛合線	湖陵町二部～三部	歩道整備	事業中	継続	
	佐田町八幡原	歩道整備	事業中	継続	
	佐田町反辺	歩道整備	未着手	継続	

(3) 一般県道

路線名	位置	整備内容	着手状況	要望状況	備考
出雲平田線	武志町	改良整備	事業中	継続	
	西代町～平田町	歩道整備	事業中	継続	
斐川出雲大社線	萩杼町	改良整備	事業中	新規	
大社立久恵線	松寄下町	歩道整備	未着手	継続	
	芦渡町～乙立町	改良整備	未着手	継続	
	乙立町	改良整備	事業中	継続	
斐川上島線	斐川町直江～阿宮	改良整備	事業中	継続	
	斐川町直江	歩道整備	未着手	継続	
三刀屋佐田線	佐田町須佐	改良整備	事業中	継続	
	佐田町反辺～大呂	改良整備	事業中	継続	
木次直江停車場線	斐川町出西	改良整備	事業中	継続	
鱈淵寺線	河下町	改良整備	事業中	継続	
	奥宇賀町～口宇賀町	歩道整備	事業中	継続	
十六島直江停車場線	西代橋	橋梁耐震	事業中	継続	
遙堪今市線	小山町～姫原町	歩道整備	未着手	継続	
多伎江南出雲線	知井宮町～塩冶神前6丁目	改良整備	未着手	新規	
外園高松線	下横町～高松町	改良整備	事業中	継続	
佐田小田停車場線	佐田町毛津	改良整備	未着手	継続	
窪田山口線	佐田町佐津目	改良整備	未着手	継続	大田市境
宮内掛合線	佐田町原田	改良整備	事業中	継続	

ともに育む

1 教職員の退職年齢引き上げに伴う役職定年者（管理職経験者）の活用について【新規】

教職員の定年延長に伴い役職定年制が導入され、校長・教頭の多くは管理職を退き、教諭として定年まで勤務することになります。

しかしながら、この役職定年後の管理職経験者は、授業の実施については大きなブランクがあり、ICT機器の活用も含め、現在の学習指導要領に沿った授業を行うためには、相当の努力と時間が必要であること、また、現在、定年退職した管理職経験者が再任用教諭として勤務するケースが極めて少ない実態からみても、教諭として授業を行うことは相当難しいと思われま

す。一方で、学校教育における管理・指導的立場での豊富な経験を有しており、指導力、調整力に優れた人材であります。

については、役職定年後の管理職経験者を活用するため、市町村教育委員会が行う学力向上、生徒指導、特別支援教育などの専門的・指導的業務に従事することで、学校教育の振興に寄与する仕組みを構築されるよう要望します。

記

- (1) 役職定年者（管理職経験者）の指導力等を活用し、学校教育の振興を図るため、県と市町村が財政負担を折半し、県から市町村教育委員会へ役職定年者を派遣する制度を構築すること。

2 必要な教員の確保について

近年、全国的に教員不足が問題となっており、島根県においてもその影響は年々深刻な状況となっています。

本市の小・中学校においては、令和5年度当初に欠員が生じた学校は2校で、人数は2人であり、また、常勤講師が配置できず、非常勤講師の配置となった学校は28校で、人数は43人であり、この数値はいずれも令和4年度当初に比べ悪化しており、非常に厳しい状況となっています。

非常勤講師では担任や校務分掌を持つことができないことから、常勤の教員がこれらを担わなければならないため、学校経営に苦慮している現状があります。加えて、講師不足から、年度途中で生じた欠員に係る代替教員確保も困難な状況です。

また、こうした教員不足への対応として、令和4年度から、教員免許を保持しない緊急校務支援員を配置する事業が創設されたところですが、配置時間数が限られており、欠員等により生ずる教職員の負担軽減が十分に図られない状況にあります。

つきましては、学校の負担軽減を図るうえからも、下記のとおり要望いたします。

記

- (1) 教員の配置について、欠員を生じさせないために必要な常勤の教員を確保すること。
- (2) 将来にわたり安定した学校経営を図るため、教員確保に係る中・長期的な施策を展開すること。
- (3) やむを得ず緊急校務支援員を配置する場合は、配置時間数を増やすよう制度設計を見直すこと。

3 ICT機器を活用した教育推進に対する支援について

国が進めるGIGAスクール構想実現に向け、令和2年度に児童生徒1人1台のタブレットパソコンや授業で使用する大型モニターなどの関連機器を整備しました。

国においては、令和6年度からの教科書改訂にあわせて、デジタル教科書を本格的に導入することが予定されており、ICT機器を授業で活用していくため、教員の活用能力の向上を図る必要があります。

また、ICT機器の活用にあたっては、通信環境を整備するためのネットワークサーバーの増強や維持管理などのランニングコストに加え、数年後にはタブレット端末をはじめとする機器の更新といった経費も必要となってきます。

さらに、トラブル対応をはじめとする、サポート体制の整備についても求められているところです。

つきましては、下記のとおり要望いたします。

記

- (1) ICT機器を有効活用し、充実した教育を推進していくための、教員への指導支援を行うこと。
- (2) 機器の維持管理や更新に係る経費に対する財政支援を行うよう、国に対し強く要望すること。

4 出雲科学館への理科教員の配置について

出雲科学館では、小学3年生から中学3年生までの全ての児童生徒を対象に、7学年で13単元の理科学習を行っており、年間延べ約20,000人の児童生徒が授業を受けています。この理科学習は、教育課程に基づく授業として独創的な実験・体験学習を行う先進的な取組であり、児童生徒にとっては、理科を含めた理数系分野全般への興味関心を高め、ひいては将来の進路選択の動機付けにもつながるものと考えます。

また、引率する教員にとっても、教材研究や授業研究の貴重な機会となっており、理科の指導力の向上が図られると同時に、年5回の研修会を開催し、教員研修の場としての役割も果たしています。

一方、配置された教員は、理科学習に関する指導的な役割も担いながら、専門性を高めて質の高い授業を提供できる力量を培っており、出雲科学館は、本県理科教員の育成にも大きく貢献してきました。

つきましては、県のめざす人材育成に資するとともに、理科教育の振興に寄与できる出雲科学館への理科教員の配置について、下記のとおり要望いたします。

記

- (1) 教諭3名の配置と長期社会体験研修員1名の派遣を引き続き行うこと。

5 不登校児童生徒支援のための施策の充実について

出雲市における令和4年度の不登校児童生徒数は、小学校で220人（前年度比59人増）、中学校で372人（前年度比71人増）となり、増加傾向にあります。現在、県事業である「子どもと親の相談員」や「学びいきいきサポートティーチャー」により、校内支援体制の強化を図りながら不登校児童生徒への支援を行うとともに、市単独事業として支援員を配置し、個に応じたきめ細やかな支援に取り組んでいますが、不登校児童生徒数の増加に歯止めがかからない状況です。

昨年度、本市の学校においてスクールカウンセラーが実施した教育相談は、小学校で約25%、中学校で約35%が不登校相談であり、友人関係、家庭環境、心身の健康、学業不振といった内容を含めると、不登校に関する相談がほぼ全体を占めています。また、スクールカウンセラーの重点追加配置校においては、今まで教育相談につながらなかった児童生徒数が減少するなど、大きな効果が見られます。

家庭環境に起因する不登校児童生徒も増加していますが、スクールソーシャルワーカーが家庭と学校をつなぎ、様々な調整を図ることにより改善に向かうケースもあり、福祉的な視点から不登校児童生徒を支える体制の強化が必要であると考えています。

つきましては、不登校児童生徒支援のための施策充実について、下記のとおり要望いたします。

記

- (1) 小学校に配置される「子どもと親の相談員」の配置校の拡大と、配置時間数の増加を図ること。
- (2) 中学校に配置される「学びいきいきサポート事業」の配置校を拡大すること。また、大規模校へは複数配置とすること。
- (3) スクールカウンセラーの配置時間数の増加を図ること。また、不登校児童生徒支援に係る重点追加配置を継続すること。
- (4) スクールソーシャルワーカーの派遣時間数を増やすため、委託事業費を増額すること。

6 特別支援教育の施策の充実について

通常学級に在籍する児童生徒のうち、特別な支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあり、授業だけではなく、学校生活における様々な場面で困難な状況があります。この実態を鑑み、本市においては特別支援教育補助者や特別支援介助者を、小学校に120人、中学校に39人を配置して支援に努めていますが、十分な指導・支援体制とはいえない状況です。

また、特別支援学級においても、在籍児童生徒数が年々増加していると同時に、複数の学年をまたぐ多人数学級が増加していることから、個に応じた支援を行うことが難しい状況が生じています。

在籍する児童生徒数が7人以上の特別支援学級には、非常勤講師(にこにこサポート事業(特別支援学級))が配置されていますが、障がい種によっては、在籍する児童生徒の教育的ニーズに寄り添い、きめ細かな支援を行うことが困難な学級があります。また、児童生徒数が7人未満であっても、非常勤講師の配置がなければ、個に応じた支援を行うことが困難な特別支援学級もあります。

つきましては、特別支援教育のさらなる充実のため、下記のとおり要望いたします。

記

- (1) 「にこにこサポート事業(小学校等通常の学級)」による非常勤講師の配置校を拡大すること。
- (2) 特別支援学級の編成基準を、特別支援学校に準じた基準(1学級の在籍児童生徒数を6人以下)まで引き下げること。
- (3) 現行の編成基準を適用している間は、「にこにこサポート事業(特別支援学級)」による非常勤講師を、児童生徒が6人以上在籍する特別支援学級に配置すること。

7 日本語指導が必要な児童生徒に対する支援の充実について

本市では、本年5月1日現在、市内小学校9校、中学校6校に日本語指導が必要な児童生徒が154名、そのうち特別の教育課程による取り出しを行っている児童生徒が134名在籍しています。

本年度は、県配置の児童生徒支援加配教員17名に加え、市として日本語指導員を20名、母語ができる日本語指導補助員を4名、通訳翻訳支援員も4名配置しています。さらに、保護者支援や進路指導の充実のために、関連企業の支援を受けて、2名の通訳翻訳支援員を学校に配置しています。令和元年度からは、「日本語初期集中指導教室」を出雲科学館に設置し、転入間もない児童生徒が、約1か月間、日常生活に必要な日本語や学校生活のルールなどを集中的に学習する仕組みも構築しています。

このように、本市では、児童生徒によって日本語習得や学習状況が大きく異なる中、個々の状況に応じたきめ細かな指導を行うための人的・財政的負担は、たいへん大きなものとなっています。

また、中学生においては、卒業後の進路について様々な希望がありますが、日本語の習得状況により、本人の希望が叶わないことも多いことから、進学の実現を促す支援が必要です。

つきましては、日本語指導が必要な児童生徒に対する支援のさらなる充実のために、下記のとおり要望いたします。

記

- (1) 児童生徒支援（日本語指導）加配教員を増員配置するとともに、児童生徒の個々の状況に応じたきめ細かな指導・支援のための非常勤講師を配置し、市の財政負担を減ずること。
- (2) 公立高等学校入学者選抜における帰国・外国籍生徒を対象とした特別枠を市内の公立高等学校に設けるとともに、対象生徒の入学後の支援体制を整備すること。

ともに楽しむ

1 浜山公園施設の整備・拡充について

県立浜山公園は、野球場、陸上競技場、体育館など多くのスポーツ施設を有しており、県民のスポーツ活動拠点として、また、全国レベルのスポーツ大会やイベントが開催される県内屈指の総合スポーツ拠点として、重要な役割を担っています。

また、2030年に島根県で開催される予定の国民スポーツ大会の開閉会式会場、陸上競技、高校野球硬式競技、柔道競技の会場になることが決定しています。

陸上競技場については、県内唯一の第1種公認の競技場であることから、本来必要とされる夜間照明設備やバックスタンド側の固定席、選手移動の動線確保、雨天練習場の拡充、電光掲示板の改修・拡充等の整備が必要であると考えます。そのことにより、多くの観客が集まる大規模な公式競技大会の誘致にも苦慮しています。

一方、野球場は、本市がかねて要望していましたバックスタンド部分の改築工事を令和2年度に実施していただき、厚くお礼申しあげます。引き続き、外野席の拡充及びグラウンドの拡張も含めた全体の整備を早期に進めていただきますようお願いします。

つきましては、下記のとおり要望いたします。

記

(1) 浜山公園陸上競技場について、アスリートファーストの観点から整備を進めること。

なお、整備にあたっては、競技団体の意向を踏まえた整備計画とすること。

(2) 浜山公園野球場について、引き続き外野席の拡充及びグラウンドの拡張も含めた全体の整備を早期に進めること。

2 宍道湖公園湖遊館（スケートリンク）の施設改修工事に係る財政支援について

本市のアイススケート施設である宍道湖公園湖遊館は、アイスホッケーとフィギュアスケートの公式競技が行える島根・鳥取両県で唯一の施設です。

当該施設では、島根県スケート連盟、島根県アイスホッケー連盟主催による県内大会はもとより、各種連盟による中四国及び西日本大会なども開催されています。その他、島根大学アイスホッケー部をはじめ県内外の多くの競技団体や一般市民の利用があり、冬季スポーツの競技力強化、社会教育や生涯スポーツの拠点施設として島根県全体のスポーツ振興にとって欠かせない施設となっています。

本年度、県の「第84回国民スポーツ大会冬季競技練習拠点施設整備費補助制度」に当該施設の改修工事等を対象としていただいたところですが、

しかしながら、当該施設は平成4年の開設から30年以上が経過し、施設・設備の老朽化や地盤沈下の進行によりスケートリンクの設営・維持に支障をきたしているとともに、老朽箇所等の改修を求める要望が島根県アイスホッケー連盟、島根県スケート連盟、出雲市スケート協会から出雲市へ寄せられており、計画的に建物の改修、設備の更新を行う必要があると考えます。

つきましては、下記のとおり要望いたします。

記

- (1) 県冬季スポーツ競技の振興・強化の拠点施設である宍道湖公園湖遊館について、地盤改良やリンク設備の更新、屋根の改修など今後必要となる約5億円程度の改修工事等に対応するよう補助制度の拡充（対象経費、補助率の拡充）を行うこと。

3 2030年島根国民スポーツ大会開催に向けた取組について

2030年国民スポーツ大会の島根県開催が内々定し、準備委員会において、基本方針等が策定され、会場地市町村第4次選定まで決定されたところです。

国民スポーツ大会の開催は、県内の各種スポーツ競技の振興に資することはもとより、県民の団結を促し、地域に活気を生み出すことや、観光・地域経済の振興にもつながることが期待されるなど、重要な機会であることから、本市としても、県や県スポーツ協会と連携・協力して大会の成功に向けた取組を進めてまいります。

しかし一方で、前回（昭和57年（1982））の島根国体開催時と比べて、市町村数・自治体職員の減少や、スポーツ施設の老朽化など、運営面・財政面、さらには受入れ態勢の課題があると認識しています。できるだけ早い段階でこれらの課題を整理し、2030年島根国民スポーツ大会の開催準備を進めていくことが必要と考えます。

つきましては、下記のとおり要望いたします。

記

- (1) 前回の島根国体から市町村数・自治体職員数が減少していることに伴う運営体制に対する懸念やスポーツ施設の老朽化が進んでいることなど、現状の課題を共有し、市町村に過度な負担が生じないよう留意し、早急に、具体的な準備スケジュール、各種行動計画等を策定すること。その際、各市町村の意見も十分に聞き、反映させること。
- (2) 市町村の役割として示されている競技会場運営に係る必要人員数・財政負担額・先催県情報等の提供に努めること。

**本市が期成同盟会などの構成員
として要望している事項**

以下の要望については、本市を含む期成同盟会などにおいて、それぞれお願いしているところです。引き続きその実現につきまして、特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

番号	要 望 名	団 体 要 望
1	国道184号の改良整備について 主要地方道出雲三刀屋線の改良整備について 主要地方道出雲奥出雲線の改良整備について 一般県道大社立久恵線の改良整備について 一般県道斐川上島線の改良整備について 一般県道木次直江停車場線の改良整備について	出雲地域幹線道路改良 整備促進期成同盟会
2	高規格道路「境港出雲道路」の早期全線開通に 向けた事業の推進について 国道431号の改良整備について	出雲・美保関間幹線道路 整備促進期成同盟会